

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【事業年度】	第87期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	永大産業株式会社
【英訳名】	Eidai Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 枝園 統博
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区平林南2丁目10番60号
【電話番号】	(06)6684-3020
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 森下 昌樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市住之江区平林南2丁目10番60号
【電話番号】	(06)6684-3020
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 森下 昌樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第83期	第84期	第85期	第86期	第87期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	66,511	66,977	58,246	57,119	55,814
経常利益又は経常損失 () (百万円)	2,636	2,407	1,400	647	227
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失() (百万円)	2,334	1,264	3,434	934	951
包括利益 (百万円)	2,994	2,122	4,359	1,395	842
純資産額 (百万円)	48,217	49,570	44,440	41,965	42,210
総資産額 (百万円)	70,799	74,451	68,032	68,752	80,673
1株当たり純資産額 (円)	1,064.51	1,094.37	981.13	948.64	957.15
1株当たり 当期純利益又は1株当た り当期純損失() (円)	51.42	27.91	75.81	20.81	21.52
潜在株式調整後1株当た り当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	68.10	66.58	65.32	60.98	52.44
自己資本利益率 (%)	4.94	2.59	-	-	2.26
株価収益率 (倍)	10.25	19.71	-	-	13.85
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,784	4,822	758	1,520	4,118
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,083	2,604	3,197	9,271	10,593
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,012	770	770	5,390	9,587
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	12,976	14,420	9,691	4,283	7,360
従業員数 (人)	1,371	1,401	1,412	1,400	1,442
(外、平均臨時雇用者数)	(884)	(910)	(886)	(820)	(733)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第83期、第84期及び第87期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第85期及び第86期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第85期及び第86期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第85期の期首から適用しており、第84期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第83期	第84期	第85期	第86期	第87期
決算年月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月
売上高 (百万円)	64,369	64,666	55,765	54,738	53,122
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,696	1,689	1,986	919	105
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	1,585	685	3,928	1,174	647
資本金 (百万円)	3,285	3,285	3,285	3,285	3,285
発行済株式総数 (千株)	46,783	46,783	46,783	46,783	46,783
純資産額 (百万円)	43,912	44,706	39,157	36,369	36,511
総資産額 (百万円)	64,813	68,035	61,042	55,117	55,920
1株当たり純資産額 (円)	969.46	986.99	864.49	822.91	826.14
1株当たり配当額 (円)	17.00	17.00	17.00	16.00	12.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(8.50)	(8.50)	(8.50)	(8.50)	(6.00)
1株当たり 当期純利益又は1株当たり 当期純損失() (円)	34.92	15.14	86.73	26.16	14.65
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	67.75	65.71	64.15	65.98	65.29
自己資本利益率 (%)	3.66	1.55	-	-	1.78
株価収益率 (倍)	15.09	36.33	-	-	20.34
配当性向 (%)	48.68	112.31	-	-	81.91
従業員数 (人)	947	970	999	984	969
(外、平均臨時雇用者数)	(686)	(695)	(666)	(613)	(534)
株主総利回り (%)	134.0	143.8	114.8	84.5	92.9
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	543	599	572	455	337
最低株価 (円)	375	490	380	229	235

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第83期、第84期及び第87期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第85期及び第86期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第83期の1株当たり配当額17円(1株当たり中間配当額8円50銭)には、創立70周年記念配当2円(中間配当1円、期末配当1円)を含んでおります。

4. 第85期及び第86期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第85期の期首から適用しており、第84期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

- 1946年7月 大阪市大正区に当社を設立し、合板製造・販売の事業を開始
- 1952年11月 大阪市浪速区に販売会社永大ベニヤ株式会社（1970年11月永大ハウジング株式会社に商号変更）を設立
- 1959年10月 大阪市港湾計画に基づき、本社工場を現在の大阪市住之江区に移転
- 1962年12月 大阪証券取引所市場第二部に株式を上場
- 1963年7月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場
- 1964年4月 福井県敦賀市に敦賀事業所を開設し、合板工場の操業を開始
- 1964年5月 東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第二部より市場第一部に指定
- 1964年8月 大阪府堺市に堺事業所（現大阪事業所）を開設し、プレハブ住宅の本格生産開始
- 1967年11月 福島県いわき市に小名浜合板株式会社（現連結子会社の永大小名浜株式会社）を設立
- 1968年3月 山口県熊毛郡平生町に永大木材工業株式会社（現山口・平生事業所）を設立し、12月より操業を開始
- 1969年8月 敦賀事業所にパーティクルボード工場を完成
- 1969年12月 住宅機器事業を開始
- 1973年3月 ブラジル国パラ州に合板製造の三菱商事株式会社との合弁会社EIDAI DO BRASIL MADEIRAS S.A.を設立
- 1978年2月 会社更生手続開始申立
- 1978年5月 会社更生手続開始決定
- 1978年5月 株式上場廃止 店頭登録移行（1年後廃止）
- 1982年9月 更生計画認可決定。永大木材工業株式会社、永大ハウジング株式会社を吸収合併
- 1986年2月 敦賀事業所にパーティクルボード二次加工工場を新設
- 1993年10月 会社更生手続終結決定
- 1995年2月 永大テクニカ株式会社（1973年8月設立の株式会社日本合板流通機構を商号変更）を施工事業会社としてスタート
- 1995年4月 徳島県小松島市にMDF（中質繊維板）製造の日本製紙株式会社との合弁会社エヌ・アンド・イー株式会社（現持分法適用関連会社）を設立
- 1997年6月 EIDAI DO BRASIL MADEIRAS S.A.の三菱商事株式会社保有株式を全て取得し、子会社化
- 2004年3月 人材派遣会社永大スタッフサービス株式会社を設立
- 2005年3月 小名浜合板株式会社の株式を追加取得し、子会社化
- 2005年7月 業務請負会社永大テクノサポート株式会社を設立
- 2006年3月 小名浜合板株式会社の第三者割当増資を引受け
- 2007年2月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場
- 2008年9月 EIDAI DO BRASIL MADEIRAS S.A.が自己破産の申立
- 2008年12月 EIDAI DO BRASIL MADEIRAS S.A.の破産申請の認可
- 2008年12月 小名浜合板株式会社を簡易株式交換により、完全子会社化
- 2011年4月 永大テクニカ株式会社の事業を当社に全部譲渡、8月に清算終了
- 2011年6月 Eidai Vietnam Co.,Ltd.を設立
- 2011年12月 東京証券取引所市場第一部銘柄指定
- 2012年5月 Eidai Vietnam Co.,Ltd.が操業を開始
- 2012年10月 小名浜合板株式会社の商号を永大小名浜株式会社に変更
- 2013年7月 環境事業を開始
- 2014年3月 太陽光発電事業を開始
- 2017年9月 PT. Eidai Industries Indonesiaを設立
- 2018年3月 環境事業から撤退
- 2018年11月 PT. Eidai Industries Indonesiaが操業を開始
- 2019年5月 大阪市住之江区にパーティクルボード製造の日本ノボパン工業株式会社との合弁会社E Nボード株式会社を設立
- 2020年4月 関東住設産業株式会社を設立
- 2020年7月 関東住設産業株式会社が操業を開始

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（永大産業株式会社）、連結子会社4社、非連結子会社3社及び関連会社1社により構成されており、住宅資材及び木質ボードの製造販売を主たる事業としております。

当社グループの製品は、一般住宅及び文教施設や宿泊施設等の非住宅の内装部材として多岐にわたって使用されていることから、当社グループでは市場動向をいち早く入手して、お客様のニーズに合った製品の提供に努めております。また、省施工でかつ、安全、安心に長く使える製品の品揃えを充実させ、質の高い住まいづくり、さらには快適な生活空間の創造の一翼を担う製品開発にも注力しております。

当社グループでは住宅及び非住宅で使用される建材の素材から製品に至るまで幅広い事業を展開するとともに、地球環境に配慮した製品開発を推進しております。素材であるパーティクルボードの製造では不用となった木質製品のマテリアルリサイクルを行い、また、製品の基材にはサステナブルな森林資源を使用するなど、木を活かした製品づくりを通じて環境問題に取り組み、社会に貢献する事業を展開しております。今後もこれらの事業活動を推進することにより、SDGsに貢献してまいります。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

なお、次の3事業は「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 セグメント情報等」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

事業名	主な製品		製造・販売会社
住宅資材事業	建材分野	フローリング、階段セット、壁材	当社山口・平生事業所 当社敦賀事業所 Eidai Vietnam Co.,Ltd.
	内装システム分野	室内ドア、造作材（注）1 クロゼット、シューズボックス その他内装部材	当社大阪事業所 永大小名浜株式会社 関東住設産業株式会社
	住設分野	システムキッチン、洗面化粧台、 システムバス	当社大阪事業所 関東住設産業株式会社
木質ボード事業	パーティクルボード分野	素材パーティクルボード（注）2 化粧パーティクルボード（注）3	当社敦賀事業所 永大小名浜株式会社 E Nボード株式会社（注）4
その他事業	不動産有効活用事業（所有不動産の有効活用） 太陽光発電事業		当社

（注）1．内装部材のうち、窓枠、幅木（壁面と床面の間材）、廻り縁（壁面と天井の間材）など。

2．木材をチップ化し、接着剤を塗布して熱圧成形したもの。表層に細かいチップ、内層に粗いチップを使用し、内層から表層に向けて徐々に細かいチップで構成されている。

3．素材パーティクルボードの表面に、ウレタン樹脂等であらかじめコートした化粧紙（シート）を貼り加工したもの。

4．E Nボード株式会社は2022年1月の設備稼働開始を予定しております。

(1) 住宅資材事業

建材分野

合板を基材として天然木の表面化粧材を貼った複合フローリングや、集合住宅向けの直貼り遮音フローリングを主力製品としております。フローリング用基材は、適切に管理された持続可能な森林資源を活用するとともに、国産材を積極的に活用しております。階段製品では熟練大工の減少や環境配慮への対応として、施工時間の短縮、仕上がり均一化及び現場の廃材削減を実現する正寸プレカットを充実させ、施工現場や環境面に配慮した製品づくりに注力しております。

内装システム分野

室内ドアやクロゼット、シューズボックス等を取り扱っており、常に次のトレンドを意識し、最新のデザインを製品に取り入れています。また、デザイン性だけでなく施工性や操作性にも配慮した製品を充実させるとともに、受注後短納期で納入する仕組みを構築するなど、顧客ニーズの多様化に対応しております。

住設分野

システムキッチンについては、シンク及び天板生産のためのステンレス加工技術、キャビネット生産のための木質材料加工技術により、高品質な製品を生産しております。また、キャビネットの主要材料に、木材資源を無駄なく有効的に循環させることが可能なパーティクルボードを使用するなど、環境保全にも寄与しております。

(2) 木質ボード事業

パーティクルボード分野

パーティクルボードは、木材の弱点である反りや狂いを解消できる寸法安定性に優れた木質素材です。また、不用となった木質製品を焼却せずにパーティクルボードの原料として再利用し、資源を無駄なく有効的に循環させるマテリアルリサイクルを行うことにより、環境保全にも寄与しております。

[主要な営業拠点及び生産拠点 (2021年6月25日現在)]

主要な営業拠点

名 称	所 在 地
東北営業部 仙台営業所	仙 台 市 若 林 区
首都圏営業部 東京西営業所	東 京 都 立 川 市
関東営業部 埼玉営業所	さ い た ま 市 北 区
中部営業部 名古屋営業所	名 古 屋 市 中 川 区
大阪営業部 大阪営業所	大 阪 市 住 之 江 区
中四国営業部 広島営業所	広 島 市 西 区
九州営業部 福岡西営業所	福 岡 市 博 多 区
東京特販営業部	東 京 都 新 宿 区
大阪特販営業部	大 阪 市 北 区

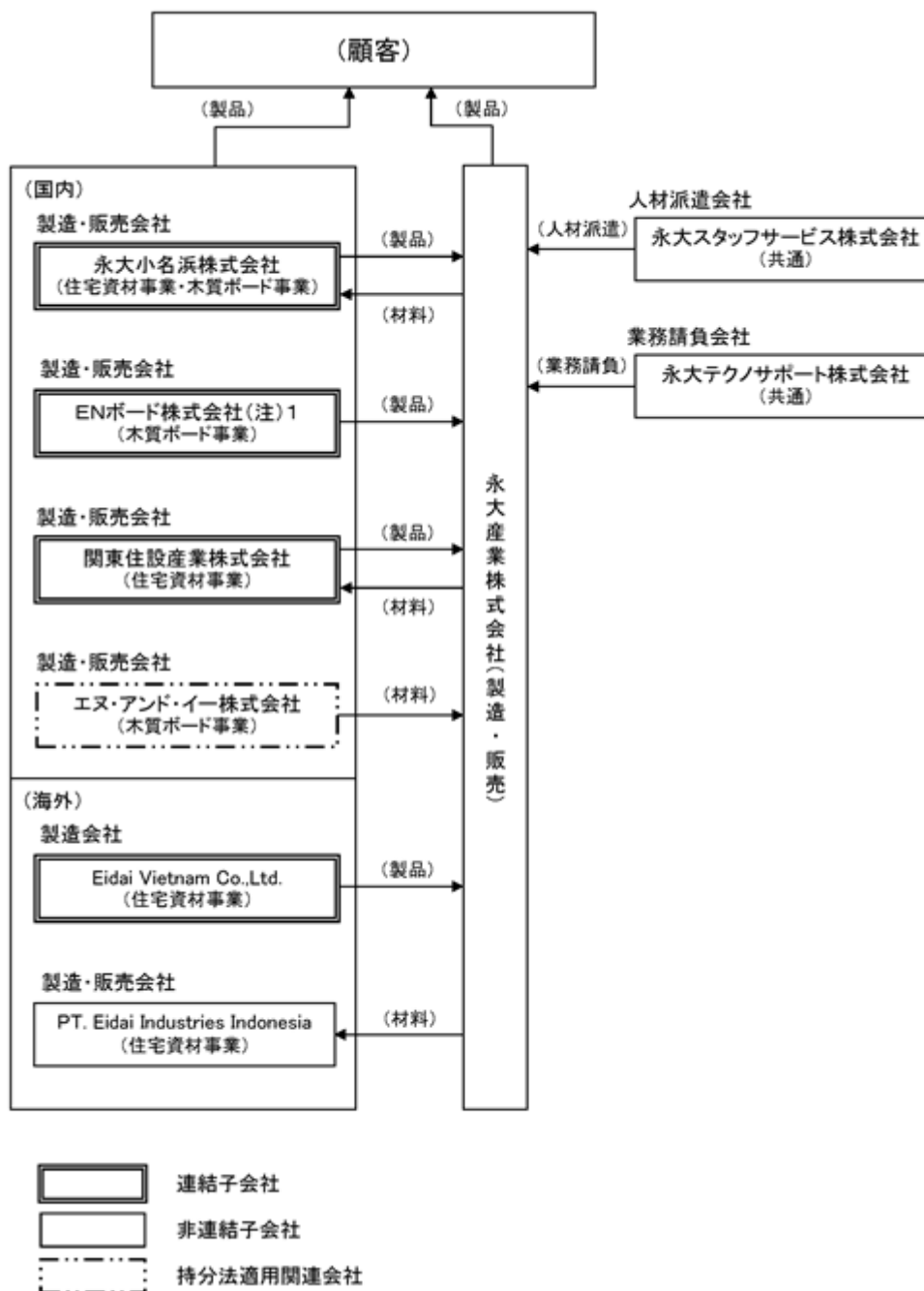
主要な生産拠点

名 称	所 在 地
山 口 ・ 平 生 事 業 所	山 口 県 熊 毛 郡 平 生 町
敦 賀 事 業 所	福 井 県 敦 賀 市
大 阪 事 業 所	堺 市 西 区
永 大 小 名 浜 株 式 会 社	福 島 県 い わ き 市
ENボード株式会社(注)1	静 岡 県 駿 東 郡 小 山 町
関東住設産業株式会社	群 馬 県 前 橋 市
Eidai Vietnam Co.,Ltd.	ベトナム国ハナム省

(注) 1 . ENボード株式会社は2022年1月の設備稼働開始を予定しております。

[事業系統図]

事業系統図は、次のとおりであります。



(注) 1 . ENボード株式会社は2022年1月の設備稼働開始を予定しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 永大小名浜株式会社 (注)2	福島県いわき市	337	住宅資材事業 木質ボード事業	100.0	当社製品の一部を製造している。 役員の兼任あり。
Eidai Vietnam Co.,Ltd. (注)2	ベトナム国 ハナム省	11,000 (千US\$)	住宅資材事業	100.0	当社製品の一部を製造している。 役員の兼任あり。
E Nボード株式会社	静岡県駿東郡 小山町	100	木質ボード事業	65.0	当社が債務保証を行っている。 資金の貸付あり。 役員の兼任あり。
関東住設産業株式会社 (注)3	群馬県前橋市	20	住宅資材事業	100.0	当社製品の一部を製造している。 資金の貸付あり。 役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社) エヌ・アンド・イー株式会社	徳島県小松島市	450	木質ボード事業	30.0	当社製品の原材料の一部を製造している。 役員の兼任あり。

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 特定子会社に該当しております。
 3. 当社は、2020年4月7日付で関東住設産業株式会社を設立いたしました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
住宅資材事業	1,197	(650)
木質ボード事業	172	(65)
報告セグメント計	1,369	(715)
その他	-	(-)
共通部門	73	(18)
合計	1,442	(733)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む)は当連結会計年度の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 共通部門として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
969 (534)	41.14	17.91	5,295,810

セグメントの名称	従業員数(人)	
住宅資材事業	825	(484)
木質ボード事業	71	(32)
報告セグメント計	896	(516)
その他	-	(-)
共通部門	73	(18)
合計	969	(534)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む)は当事業年度の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 共通部門として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合は、日本労働組合総連合会傘下自治労全国一般評議会に所属し、2021年3月31日現在の組合員数は749名であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは経営の基本理念に『木を活かし、よりよい暮らしを』を掲げ、地球、社会、人との共生を通じて、豊かで持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けることを目指しております。

「持続可能な森林の木を使う」「木を無駄なく使う」「木を循環して使う」という3つの循環の輪に沿った事業を展開するとともに、地球環境に配慮した製品を開発することにより、社会に貢献してまいります。

また、すべての世代の安全と使い勝手に配慮した製品を提供することにより、豊かな住環境を創造するとともに、国際社会の一員として国や地域の多様性を尊重し、雇用の確保や製品の提供等を通じて地域社会の発展に貢献することで、ステークホルダーの皆様へ報いてまいりたいと考えております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは事業の継続性ととともに、株主に対する安定配当を持続するためにも収益の確保が最も重要と考え、売上高を増大させながら売上高経常利益率を高めることにより、収益基盤を強化してまいります。

当面の経営指標として売上高経常利益率5%以上を目標とし、業容拡大に取り組んでおります。

(3) 経営環境

2021年3月期の国内経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済活動が停滞した結果、景気は急速に悪化しました。感染状況に配慮しつつ、経済活動は段階的に再開されましたが、感染症は再拡大を繰り返すなど、収束時期は依然として見通すことができない状況で推移しております。景気の回復には今しばらく時間を要すると考えておりますが、ワクチンの早期接種とその効果への期待も含め、感染症の経済活動への影響が今後1年程度にわたって緩やかに回復していくものと想定しております。

住宅業界では、上記の影響のほか、今後、人口減少や世帯構成の変化といった構造的な問題がさらに顕在化すると考えられており、住宅需要の早期回復は困難な状況にあります。一方ではコロナ禍での新たな生活様式や働き方への対応が進み、住宅会社によるニューノーマルを意識した需要の掘り起こし、事業運営が実践されております。また、住宅内装部材は、住宅購入者の年齢層や世帯構成、ライフスタイル等によりニーズの多様化が進んでおり、それらの需要を取り込めるか否かは、事業を拡大するうえで重要なポイントになると考えております。

このような状況下、住宅内装部材メーカー各社は、最新のトレンドを反映した色柄やデザイン、機能を取り入れた新製品開発を強化し、市場投入サイクルを短縮するとともに、生産拠点においては生産能力の強化を図ってきました。こういった企業間の熾烈な競争が続いてきたことから、新設住宅着工戸数が100万戸を下回る現在の市場においては、住宅内装部材の需給バランスは供給過多の傾向が強まっており、製品価格に下落圧力が働きやすい状況にあります。

当社グループを取り巻く環境は厳しいものがありますが、事業の持続的な成長を図るためには、品質・価格・納期のレベルをより一層高めることにより、製品・サービスの両面において顧客満足度の向上に取り組んでまいります。また、E Nボード株式会社への投資をはじめとする将来の事業活動に向けた大きな費用を伴う取組につきましても、費用対効果を見極めながら今後も積極的に推進してまいります。

当社グループでは、検査の自動化による品質管理体制の徹底強化、生産から販売に至る全社ベースでのコスト削減活動の推進により、収益性の向上を図っております。さらに、当社が長年培ってきた室内階段、造作材の正寸プレカット技術や多品種少量生産、短納期対応等による優位性を最大限発揮することにより、厳しい環境を事業拡大の機会に変えることが可能と考えております。

(4) 経営計画、経営戦略及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、2018年の台風被災により悪化した業績を回復させるため、2020年3月期を初年度とする中期経営計画「EIDAI Advance Plan 2023」を策定し、各施策に取り組んでおりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、E Nボード株式会社の新工場の稼働計画に遅れが生じるなど、グループとして設定した数値計画を見直さざるを得ない状況となったため、数値計画が合理的に算定できるまでの間、一旦未定としておりました。

この度、アフターコロナ・ウィズコロナ時代の経営環境や市場ニーズ等を踏まえて、改めて数値計画を算定し、当社グループの安定した収益基盤の確立、さらには中長期的な業容拡大を図るため、2022年3月期を初年度とする新たな中期経営計画「EIDAI Advance Plan 2023」として、各施策を推進することといたしました。当中期経営計画では、当社グループが優先的に対処すべき課題を以下の6項目の基本方針に落とし込み、各施策に取り組んでまいります。

< 数値目標 >

当社グループの目標

(単位：百万円)

	2019年3月期 (実績)	2020年3月期 (実績)	2021年3月期 (実績)	2022年3月期 (計画)	2023年3月期 (計画)	2024年3月期 (計画)
売上高	58,246	57,119	55,814	60,000	64,000	68,000
営業利益	1,609	750	383	530	470	1,500
経常利益	1,400	647	227	430	1,060	1,130
EBITDA(注)	192	1,114	1,647	2,622	5,051	5,297

(注) EBITDA = 税金等調整前当期純利益に特別損益、支払利息および減価償却費を加算した値です。

資本政策・収益計画の基本方針

1) 資本政策の基本方針

当社の資本政策の基本方針は、株主価値の持続的成長を目指し、事業拡大の機会を迅速、確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持するとともに、連結配当性向30%以上を確保しつつ、自己株式の取得を必要に応じて検討することとしております。

2) 収益計画に関する目標

当社は、収益力に関する目標として、売上高経常利益率5%以上を設定しております。今回の中期経営計画は、2022年1月の設備稼働開始を予定しておりますE Nボード株式会社(総事業費約250億円)の償却費が大きく影響するため、最終目標に到達しない計画としておりますが、EBITDAを目標に加え、達成度合いを管理してまいります。次の中期経営計画において最終目標の5%を達成すべく取り組んでまいります。

< 基本方針 >

お取引先様及びエンドユーザー様にご満足いただける製品品質とサービスの提供

当社では、設計、製造から販売に至るまで、「お取引先様及びエンドユーザー様にご満足いただくこと」を最優先とし、お客様の声に耳を傾け、各施策を通じて製品品質とサービス、そして信頼を提供してまいります。

住宅分野でのシェアアップと新設住宅着工戸数に依存しない事業構造への転換

1) 住宅分野でのシェアアップ

今後、新設住宅着工戸数は低水準での推移が見込まれますが、当社の主力である住宅分野においては、多様なニーズを取り入れた製品開発とライフスタイルの変化に合わせた製品の拡充に取り組み、効果的な販売促進策を通じて、これまで以上のシェアアップと売上の拡大を図ってまいります。

2) 新設住宅着工戸数に依存しない事業構造への転換

コロナ禍による市況の悪化、さらには人口減少や世帯構成の変化といった構造的な要因により、新設住宅着工戸数は低水準での推移が見込まれますが、当社のさらなる売上の拡大と将来の事業基盤を強固なものとするため、各施策を通じて事業構造の転換を加速し、事業領域の拡大と収益力の強化を図ってまいります。

木質ボード事業の強化と拡大

パーティクルボードの製造を目的として日本ノボパン工業と合併で設立したE Nボード株式会社を早い段階で軌道に乗せ、各施策を通じて木質ボード事業の拡大と収益向上を図ってまいります。

生産性の向上とグループ全体での生産体制の最適化

当社グループの製造部門においては、生産性の改善をはじめ、海外拠点を含めたグループ全体での生産体制の最適化を図るとともに、コスト低減に継続して取り組んでまいります。

物流及び情報システムの改革を推進

物流・情報システムの改革を推進することにより、物流関連業者の負荷低減に努めるとともに、BCMの強化と安定したサプライチェーンの構築に注力し、経営基盤のさらなる強化を図ってまいります。

S D G sの取り組み

当社グループは、「持続可能な社会の形成や地域社会の発展に貢献する企業」として、社会的な課題やニーズに対して取り組んでまいりました。今後も前述 ~ の方針に基づく事業活動を推進することにより、S D G sに貢献してまいります。

なお、中期経営計画の詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。
(参考URL <https://www.eidai.com/profile/ir/management.html>)

注) 経営計画等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、当社グループとして必ずしも事業上のリスクと考えていない事項についても、当社グループの事業活動を理解いただくうえで重要と考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 新設住宅着工戸数について

当社グループは住宅用の木質建材と内装部材及び設備機器の製造販売を主たる事業としているため、当社グループの売上は新設住宅着工戸数の増減に強い影響を受けます。新設住宅着工戸数は景気動向、金利動向、税制変更等に左右されやすく、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、文教施設や宿泊施設、医療施設等の非住宅やリフォーム需要に対する販売を強化するとともに、A S E A Nを中心とする海外での販売拡大を図り、新設住宅着工戸数に依存しない事業構造への転換に取り組んでおります。

(2) 原材料価格と為替相場の変動について

当社グループはフローリング用基材となる合板をはじめ、接着剤の原材料などを海外から調達しております。これらは国際市場価格及び為替相場の変動に大きく影響され、かつ、仕入先の切り替えが困難なものや、特定少数の仕入先から入手せざるを得ないものもあります。また、原油価格の高騰は接着剤などの価格を押し上げる要因となります。これらの動向によっては、生産に必要な原材料が十分に調達できなくなる可能性や、調達に多額の資金が必要になるなど、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、主力製品であるフローリングの基材については、国産材化を積極的に進めており、国際市場価格の高騰や為替相場の変動が業績に及ぼす影響を抑制するよう努めております。

(3) 価格競争激化による販売価格低下の影響について

新設住宅着工戸数は100万戸を下回る水準で推移しており、今後も人口減少や世帯構成の変化といった構造的な要因等により、さらに減少していくことが見込まれます。縮小するマーケットにおいては、販売先であるハウスメーカー等の価格競争は熾烈を極め、住宅資材メーカーにおける受注競争も激化することが考えられます。こういった状況は当社の販売価格の下落圧力となり、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、長年培ってきた木質材料の加工技術を活かした競争優位性のある新製品を市場に投入することにより、販売価格の下落リスクを抑制するよう努めております。

(4) 製品の品質問題について

当社グループの製品において、製品事故の発生や製品の品質上の問題、とりわけ、製造物責任の対象となる製品の欠陥に起因する損害に対しては、当社グループのブランド価値の低下を招くとともに、損害賠償請求の発生など、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、中期経営計画の基本方針の1つに「お取引先様及びエンドユーザー様に満足いただける製品品質とサービスの提供」を掲げており、検査の自動化や二次元コードの活用による誤配送の防止に取り組むなど、生産から販売に至る各プロセスにおいて品質管理体制の徹底強化を図っております。

(5) 自然災害等について

大地震等の大規模な自然災害が発生した場合は、生産活動の停止や配送の遅延、また、損害を被った事業所や保有設備の復旧等に多額の費用が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

とりわけ、近年は大型台風の襲来や大規模な地震の発生が相次ぐなど、自然災害のリスクが高まっております。当社グループにおきましても、2018年の台風被災により当社大阪事業所（堺市西区）が極めて甚大な被害を受け、全面的な復旧に長期間を要したため、業績が大きく悪化しました。当社グループでは、このような状況を二度と発生させないため、台風被災の影響を詳細に分析し、事業継続計画の刷新、生産拠点の複数化、物流・情報システムの改革を推し進めることにより、事業継続態勢の強化を図っております。

(6) 法的規制等について

当社グループの事業に係る法規制には、建築基準法や住宅品質確保促進法、個人情報保護法など様々な規制があり、関係する法規制の改廃や新たな法規制の制定が行われた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、関係する法規制の動向を注視し、改廃時には社内で情報共有を行うなど、事業運営の中でこれらの法規制の遵守に努めております。

(7) 情報セキュリティについて

当社グループが事業活動を継続していくなかで、予測できないコンピュータウイルスの侵入等により、情報が外部に漏洩した場合、損害賠償等の発生や当社グループのブランド価値の低下を招くなど、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、情報セキュリティ規程をはじめとする社内規程を整備し、従業員等への教育を徹底しております。さらに、情報セキュリティ規程を補完するパソコンや電子メール、インターネット等の利用基準を制定するなど、情報管理の強化を図っております。

(8) 重篤な感染症の流行について

重篤な感染症流行時における対策は講じていた場合であっても、感染症による被害は完全に回避できるものではなく、想定規模を超える被害発生時には当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、重篤な感染症の流行に際しては、感染拡大を防止するために社内ガイドラインを制定し、全従業員に周知しております。感染症の拡大状況によっては、政府及び地方自治体からの様々な要請が想定されますが、必要に応じて国内外の出張禁止、不要不急の外出の自粛、在宅勤務や時差出勤の拡大、Web会議の活用などの取組を実施し、感染リスクの低減に努めることとしております。

(9) 気候変動に関する規制について

地球温暖化対策をはじめとする気候変動を抑制するための法令等が強化されることにより、当社グループの事業活動において燃料や諸資材の置換、さらには設備の更新等の対応費用が増加した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、住宅内装部材の素材から製品に至るまで幅広い事業を展開するとともに、環境に配慮した製品開発を推進しております。素材であるパーティクルボードの製造においては、不用となった木質製品のマテリアルリサイクルを行っており、フローリングをはじめとする製品の基材にはサステナブルな森林資源を使用するなど、木を活かした製品づくりを通じて環境問題に取り組み、社会に貢献する事業を展開しております。

(10) 固定資産の減損損失について

固定資産について減損会計を適用しており、固定資産の減損に係る会計基準により、定期的に減損損失の認識、測定を行っておりますが、将来の環境変化により固定資産の将来キャッシュ・フロー総額が減少した場合には、減損損失を計上することとなり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、設備投資をはじめとする固定資産の取得に際しては、費用対効果を厳格に精査したうえで、投資判断を行っております。

(11) 繰延税金資産の取崩について

当社グループでは、将来発生し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、未使用の税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異のうち回収可能と判断される金額を繰延税金資産として計上しております。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の取崩を行うこととなり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 重要事象等について

当社グループは、2020年3月期以降、2期連続で営業損失を計上したことにより、当社連結子会社が取引金融機関と締結している借入契約の一部に付された財務制限条項に抵触しておりますが、当該金融機関より期限の利益喪失に係る権利を行使しないことについての合意を得ております。従って、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(13) ウッドショックについて

米国の住宅需要の拡大や中国の経済回復による木材需要の増加、さらには貨物船の減便、コンテナ不足等を背景として、世界的に木材需要が異常な高まりを見せ、流通量が減少した結果、国内の木材価格が高騰する「ウッドショック」と呼ばれる状況が発生しております。2022年3月期の住宅業界に与える影響につきましては不透明な状況ですが、住宅木材価格の高騰や新設住宅着工戸数の減少が長期化した場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の概要

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動が停滞した結果、景気は急速に悪化しました。経済活動は段階的に再開されましたが、感染症は再拡大を繰り返すなど、収束時期は依然として見通すことができず、予断を許さない状況で推移しました。

住宅業界におきましては、コロナ禍での新たな生活様式や働き方への対応が進み、住宅会社によるニューノーマルを意識した需要の掘り起こしが徐々に進んでおります。しかしながら、2019年10月の消費増税に伴う住宅購入マインドの低下に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により、新設住宅着工戸数は低水準での推移となりました。

このような状況の中、当社グループでは、政府及び地方自治体からの要請を踏まえ、出張や外出の自粛、在宅勤務の拡大といった感染拡大防止策を徹底しつつ、業績の回復に全社を挙げて取り組みました。住宅分野においては、顧客ニーズを取り入れた新製品の積極的な市場投入によるシェアアップを図るとともに、コロナ禍で受注ストックが減少するなど厳しい状況ではありましたが、非住宅分野の販売拡大に努めました。また、株式会社ノーリツの連結子会社である株式会社アールビーの事業の一部を譲受し、事業運営を担う関東住設産業株式会社が操業を開始するなど、住設分野の強化を図りました。一方、パーティクルボードの製造を目的として日本ノボパン工業株式会社と設立したE Nボード株式会社は、コロナ禍の影響で操業スケジュールに遅れが生じましたが、2022年1月の設備稼働開始に向けて生産設備の設置作業を進めました。

当社グループは、E Nボード株式会社への投資をはじめ、相次ぐ自然災害の発生を踏まえた生産拠点の複数拠点化、物流倉庫の新設、基幹システムの改善、二次元コードを活用した物流業務の改善といった大きな費用を伴う取組につきましても、財務状況に配慮しつつ、将来の事業活動への先行投資として積極的に推進しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、山口・平生事業所内のパーティクルボード工場を2019年9月末で閉鎖した影響に加え、第1四半期連結会計期間において緊急事態宣言の発出を受けてショールームの一時休館や対面での営業活動を控えた影響もあり、55,814百万円（前年同期比2.3%減）となりました。

損益面では、コロナ禍での働き方改革を全社ベースで積極的に進めたことにより販管費が減少した一方で、操業開始に向けて準備を進めているE Nボード株式会社の人件費等が発生した影響等により、営業損失383百万円（前年同期は営業損失750百万円）、経常損失227百万円（前年同期は経常損失647百万円）となりました。一方、株式会社ノーリツの連結子会社である株式会社アールビーの事業の一部譲受に係る負ののれん発生益350百万円及び株式会社ヤマダホールディングスによる株式会社ヒノキヤグループ株式の公開買付けに係る投資有価証券売却益1,106百万円を特別利益に、非連結子会社のPT. Eidai Industries Indonesiaに係る関係会社株式評価損291百万円を特別損失に計上したことなどに伴い、親会社株主に帰属する当期純利益は951百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失934百万円）となりました。

また、中期的な経営指標として売上高経常利益率5%以上を目標に取り組んでおりますが、前述のとおり、経常損失を計上したため、目標は未達となっております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(住宅資材事業)

住宅資材事業におきましては、フローリング、室内階段、室内ドア、収納等の色柄・デザインを体系化した基軸ブランド「Skism(スキスム)」の更なる販売拡大に向けて、製品構成の更なる充実を図りました。また、非対面により多くの情報伝達が可能なデジタルコンテンツとしてWeb上でのカラーコーディネートシミュレーションや製品動画の提供やSNSの積極的な活用など、コロナ禍に対応した販売促進策への転換に取り組みました。このほか、各分野において以下の施策を推し進めました。

建材分野では、フローリングにおいて「銘樹パーケット」「銘樹ヘリンボーン ファボリ」「銘樹エルテージ」を新たに発売し、銘樹ブランドの販売強化に取り組みました。また、室内階段においては、引き続き省施工製品である正寸プレカットの販売強化に努めました。

内装システム分野では、最上位シリーズとして「グランマジエスト」を発売し、高い意匠を備えた高級感のある室内ドアの需要の獲得に努めました。また、非住宅分野における販売拡大を図るため、文教施設や介護施設、高齢者住宅等に対応する製品「セーフケアプラス」の拡充を図るとともに、製品カタログを大幅に刷新するなど、販売促進ツールの充実を図りました。

住設分野では、システムキッチン「ラボッテ」を新たに発売し、普及価格帯のグレードの製品を強化しました。また、洗面化粧台においては、コストパフォーマンスに優れた洗面化粧台「キューボプレーン」「シャンピーヌプレーン」「LTプレーン」を発売するなど、操業を開始した関東住設産業株式会社の強みを活かした品揃えの強化を図りました。

これらの結果、第1四半期連結会計期間において緊急事態宣言の発出を受けてショールームの一時休館や対面での営業活動を控えた影響もあり、売上高は50,972百万円（前年同期比0.8%減）となりました。一方、製造原価の低減やコロナ禍での働き方改革を全社ベースで積極的に進めたことにより販売費が減少した結果、セグメント利益は1,290百万円（前年同期比108.0%増）となりました。

（木質ボード事業）

木質ボード事業におきましては、山口・平生事業所内のパーティクルボード工場を2019年9月末で閉鎖した影響に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、木質ボード事業の売上高は4,685百万円（前年同期比16.3%減）となりました。一方、製造原価の低減や販売費の減少等による一定の効果はありましたが、売上高の減少による影響や操業開始に向けて準備を進めているE Nボード株式会社の人件費等を吸収するには至らず、セグメント利益は45百万円（同85.8%減）となりました。

（その他事業）

当社グループは、上記事業のほか、不動産有効活用事業、太陽光発電事業を推進しております。

当期の売上高は156百万円（前年同期比1.3%増）、セグメント利益は83百万円（同7.2%増）となりました。

（2）中期経営計画の達成状況

当社グループは、2018年の台風被災により悪化した業績を回復させるため、2020年3月期を初年度とする中期経営計画「EIDAI Advance Plan 2023」を策定し、各施策に取り組んでおりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、E Nボード株式会社の新工場の稼働計画に遅れが生じるなど、グループとして設定した数値計画を見直さざるを得ない状況となったため、数値計画が合理的に算定できるまでの間、一旦未定としておりました。

この度、アフターコロナ・ウィズコロナ時代の経営環境や市場ニーズ等を踏まえて、改めて数値計画を算定し、当社グループの安定した収益基盤の確立、さらには中長期的な業容拡大を図るため、2022年3月期を初年度とする新たな中期経営計画「EIDAI Advance Plan 2023」として、各施策を推進することといたしました。

詳細につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営計画、経営戦略及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載のとおりであります。

（3）生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
住宅資材事業(百万円)	25,164	95.3
木質ボード事業(百万円)	4,935	86.3
報告セグメント計(百万円)	30,100	93.7
その他(百万円)	17	86.0
合計(百万円)	30,117	93.7

（注） 金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
住宅資材事業(百万円)	11,260	101.6
木質ボード事業(百万円)	168	95.7
報告セグメント計(百万円)	11,428	101.5
その他(百万円)	-	-
合計(百万円)	11,428	101.5

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当社グループ(当社及び連結子会社)は概ね見込生産を行っております。内装システム分野では主として受注生産を行っておりますが、その多くが短期間で販売されるため、記載を省略しております。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
住宅資材事業(百万円)	50,972	99.2
木質ボード事業(百万円)	4,685	83.7
報告セグメント計(百万円)	55,657	97.7
その他(百万円)	156	101.3
合計(百万円)	55,814	97.7

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
住友林業株式会社	9,618	16.8	10,118	18.1
SMB建材株式会社	8,880	15.5	8,214	14.7

3. 金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 財政状態の概要

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ11,920百万円増加し、80,673百万円となりました。主な要因は2022年1月の稼働開始を予定しているENボード株式会社の工場建設等により建設仮勘定が11,731百万円増加したことによるものです。

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ11,675百万円増加し、38,462百万円となりました。主な要因は、ENボード株式会社の設備投資資金として10,184百万円の借入れを行ったことによるものです。

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ245百万円増加し、42,210百万円となりました。主な要因は、配当金の支払い596百万円があったものの、親会社株主に帰属する当期純利益951百万円を計上したことによるものです。

(5) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動で4,118百万円、財務活動で9,587百万円の資金を獲得し、投資活動に10,593百万円の資金を使用したことにより、前連結会計年度末に比べ3,076百万円増加し、当連結会計年度末には7,360百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは4,118百万円の増加（前年同期は1,520百万円の減少）となりました。主な要因は、減価償却費1,823百万円、たな卸資産の減少1,979百万円、未払金の増加1,114百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは10,593百万円の減少（前年同期は9,271百万円の減少）となりました。主な要因は、投資有価証券の売却により1,431百万円、定期預金の払戻により3,155百万円の収入があったものの、有形固定資産の取得に12,908百万円、定期預金の預入に1,955百万円を支出したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは9,587百万円の増加（前年同期は5,390百万円の増加）となりました。主な要因は、配当金に596百万円を支出したものの、E Nボード株式会社の設備投資資金として10,184百万円の借入れを行ったことによるものです。

(6) 資本の財源及び資金の流動性について

「(5) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。なお、当社グループは製品製造のための原材料の調達、経費等の支払いを始めとした運転資金のほか、安定した製品の生産を行うための設備投資資金、ソフト開発資金の需要があります。これらの資金需要に対し、自己資金並びに外部からの資金調達も含め柔軟に対応することを基本としております。なお、E Nボード株式会社に係る設備投資資金について、2021年3月31日現在、借入金の残高は16,654百万円であります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の長期化に備え、安定的かつ機動的な資金調達手段を確保するため、金融機関と総額5,000百万円の融資枠を設定しております。

(7) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループでは顧客、市場のニーズに的確に応えるため、デザイン・機能・価格の3要素を常に意識し、徹底したマーケティングリサーチに基づいて、「見て、施工して、使って違いの分かる」製品の開発を基本としております。また、顧客ニーズを創り出すという視点を重視し、品質・コスト・サービスなど、顧客満足度を高める新製品の開発に取り組んでおります。

強みとする「木質材料加工技術」と「ステンレス加工技術」を最大限活かし、「環境への配慮」、「健康と安心・安全性の重視」、「独自性のある製品の追求」を最重要項目に掲げ、研究活動を行っております。

中でも「環境への配慮」に関しては、持続可能な森林資源を使用した基材や国産材を積極的に利用した製品の開発、さらにはマテリアルリサイクルを通じて地球温暖化防止に寄与しているパーティクルボードの新たな用途開発に力を注いでおります。

当社の研究開発体制は、基礎研究・応用研究を担当する総合研究所、具体的な新製品の開発及び生産技術を担当する各事業部の傘下の開発部門で構成されます。総合研究所では新基材や木質ボードの研究に加え、新たなデザインや加工技術、化粧技術、さらには環境対応技術の研究など、中長期にわたるテーマに基づいて活動しております。一方、各事業部の傘下の開発部門では市場ニーズに沿った新製品の発案、製品設計やデザインの研究、既存製品の改良から具体的な製品化、量産化のための生産技術や生産工程の研究・開発を行っております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は610百万円であります。なお、研究開発費については、各事業部門に配分できない基礎研究費用214百万円が含まれております。

なお、当連結会計年度における各セグメント別の研究開発活動は次のとおりであります。

(1) 住宅資材事業

住宅資材事業では、フローリング、室内階段、室内ドア、収納等の色柄、デザインを体系化し、それらを組み合わせたインテリアスタイルが特長である主力ブランド「Skism(スキスム)」の商品構成の更なる充実を図りました。

分野別では、建材関連製品として丁寧に組んだ寄木細工が魅力の「銘樹パーケット」、各樹種の特長を活かした色柄が選択できる「銘樹ヘリンボーン ファボリ」、部分的な濃淡による美しいゆらぎを演出した「銘樹エルテージ」を発売しました。また、内装システム関連製品として高い意匠を備えた高級感のある室内ドアの最上位シリーズ「グランマジェスト」を、住設関連製品として普及価格帯のグレードで標準装備やプラン対応を充実させたシステムキッチン「ラポッテ」をそれぞれ発売しました。

当セグメントに係る研究開発費は、364百万円であります。

(2) 木質ボード事業

パーティクルボード分野では、新たな用途開発に加えて、生産性の向上や品質をより安定させるための製造技術面の改善に取り組みました。

当セグメントに係る研究開発費は、30百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、生産能力の維持向上を図るため、生産拠点の整備や製造ラインの更新を中心とした設備投資を行いました。当連結会計年度における設備投資額（ソフトウェアに係るものを含む）は13,647百万円となり、セグメントごとの内訳は、住宅資材事業2,118百万円、木質ボード事業11,345百万円、その他事業4百万円及び共通部門178百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
敦賀事業所 (福井県敦賀市)	住宅資材事業 木質ボード事業	フローリング、階段、パーティクルボード等生産設備	625	486	362 (123.384)	18	1,493	112 (127)
山口・平生事業所 (山口県熊毛郡平生町)	住宅資材事業 その他	フローリング等生産設備	406	420	448 (258.310)	18	1,294	107 (70)
大阪事業所 (堺市西区)	住宅資材事業 その他	ドア、造作材等生産設備	846	648	467 (69.060)	48	2,010	114 (194)
本社、研究所 (大阪市住之江区)	共通部門	統括業務施設 基礎応用総合研究施設	376	11	- (-)	621	1,010	73 (18)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及びソフトウェアであります。

なお、金額には消費税等は含んでおりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数の年間平均人員数を外書きしております。

3. 上記のほか、主要な設備のうち連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	土地面積 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
本社、研究所 (大阪市住之江区)	共通部門	統括業務施設 基礎応用総合研究施設	4,061	17

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
永大小名浜 株式会社	本社・工場 (福島県いわき市)	住宅資材事業 木質ボード事業	ドア、造作材、パーティクルボード等生産設備	847	391	518 (140.400)	99	1,856	113 (181)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及びソフトウェアであります。

なお、金額には消費税等は含んでおりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数の年間平均人員数を外書きしております。

(3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Eidai Vietnam Co.,Ltd.	本社・工場 (ベトナム国ハナム 省)	住宅資材事業	フローリング等 生産設備	352	226	- (-)	3	581	256 (-)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及びソフトウェアであります。
 なお、金額には消費税等は含んでおりません。
 2. 従業員数の()は、臨時雇用者数の年間平均人員数を外書きしております。
 3. 上記のほか、主要な設備のうち連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	土地面積 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
本社・工場 (ベトナム国ハナム省)	住宅資材事業	土地	59,377	6

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。計画策定に当たっては提出会社を中心に調整のうえ、連結会社各社がそれぞれ策定しております。

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設の計画は次のとおりであります。

重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
ENボード 株式会社	静岡県駿東郡 小山町	木質ボード事業	パーティクルボ ード生産設備	25,000	15,824	借入金	2019年7月	2022年1月	-
提出会社	本社 大阪市住之江区	共通部門	物流倉庫	1,500	718	自己資金並 びに借入金	2020年7月	2021年10月	-
提出会社	本社 大阪市住之江区	共通部門	基幹システム	110	-	自己資金	2021年4月	2023年1月	-

(注) 完成後の増加能力については合理的に算定できないため記載しておりません。

< ENボード株式会社について >

当社は、2019年5月22日に日本ノボパン工業株式会社と木質ボード事業におけるパーティクルボードの製造を目的とした合併会社であるENボード株式会社を設立し、新工場の建設を進めております。工場建設用地の取得(静岡県駿東郡小山町)や工事請負契約の締結に時間を要したことに加え、コロナ禍の影響で操業スケジュールに遅れが生じましたが、現在は2022年1月の設備稼働開始に向けたボイラー設備や個々のパーティクルボード生産設備の設置作業を進めております。また、投資総額につきましては、約18,000百万円を予定してはいましたが、初期計画からの設備スペック及び工事計画の見直し、さらに建築資材や人件費の高騰などの影響により、約25,000百万円となる見込みです。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	46,783,800	46,783,800	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	46,783,800	46,783,800	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2008年12月1日 (注)	289,800	46,783,800	-	3,285	72	1,357

(注) 小名浜合板株式会社(現永大小名浜株式会社)との簡易株式交換によるものであります。

(5)【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	19	27	214	51	1	3,527	3,839	-
所有株式数 (単元)	-	72,357	4,166	208,338	8,155	10	174,775	467,801	3,700
所有株式数の 割合(%)	-	15.47	0.89	44.54	1.74	0.00	37.36	100	-

(注) 自己株式2,588,416株は、「個人その他」へ25,884単元、「単元未満株式の状況」へ16株をそれぞれ含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数の 割合(%)
永大産業取引先持株会	大阪市住之江区平林南2丁目10-60	3,123	7.07
住友林業株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3-2	2,306	5.22
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1-1	2,237	5.06
永大産業従業員持株会	大阪市住之江区平林南2丁目10-60	1,985	4.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,724	3.90
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	1,640	3.71
トーヨーマテリア株式会社	東京都港区赤坂7丁目6-38	1,550	3.51
ナイス株式会社	横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33-1	1,460	3.30
双日建材株式会社	東京都千代田区大手町1丁目7-2	1,349	3.05
J Kホールディングス株式会社	東京都江東区新木場1丁目7-22	1,100	2.49
計	-	18,475	41.80

(注) 1. 上記のほか、自己株式が2,588千株あります。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係るものであります。
 なお、それらの内訳は、年金信託設定分23千株、投資信託設定分1,328千株、その他信託設定分373千株となっております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 2,588,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,191,700	441,917	-
単元未満株式	普通株式 3,700	-	-
発行済株式総数	46,783,800	-	-
総株主の議決権	-	441,917	-

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
(自己株式) 永大産業株式会社	大阪市住之江区平林南2丁目10-60	2,588,400	-	2,588,400	5.53
計	-	2,588,400	-	2,588,400	5.53

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
 該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
 該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	2,588,416	-	2,588,416	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つと認識しております。株主価値の持続的成長を目指し、事業拡大の機会を迅速、確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持するとともに、連結配当性向30%以上を確保しつつ、自己株式の取得を必要に応じて検討することを基本方針としております。

内部留保金につきましては、今後の成長戦略及び経営体質の改善強化を図る資金需要に充当したいと考えております。

当期の配当につきましては、期末配当金を1株当たり6円00銭とし、中間配当金1株当たり6円00銭と合わせて、年間配当金は12円といたしました。

なお、当社は、原則として中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしており、これら剰余金の配当は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会の決議をもって行う旨を定款で定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)
2020年11月24日 取締役会決議	265	6.0
2021年6月25日 定時株主総会決議	265	6.0

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆さまやお客さまを始めとするすべてのステークホルダーから信頼され、社会から必要とされる魅力のある企業であり続けるために、公正性・透明性の高い意思決定と迅速で適切な経営判断により、継続的に企業価値の向上を図ってまいります。

そのためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要課題として捉え、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンス体制の構築に努めてまいります。

<株主の権利・平等性の確保>

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備を行ってまいります。

<ステークホルダーとの適切な協働>

当社は、株主のみならず、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等のステークホルダーとの良好な関係を構築するという認識のもと、適切な協働に努めてまいります。

<適切な情報開示と透明性の確保>

当社は、財務情報や非財務情報について、法令に基づく開示はもとより、それ以外の情報提供にも積極的に取り組んでまいります。

<取締役会の責務>

取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を踏まえ、中長期的な企業価値の向上を図るため、重要な業務執行の決定や経営全般に対する監督を果たすとともに、リスクテイクを適切に支える内部統制およびリスク管理等の強化に努めてまいります。

<株主との対話>

当社では、株主等に対し適時・適切に情報提供するとともに株主等との建設的な対話に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社を選択しております。独立性の高い2名の社外監査役を含む4名の監査役による経営監視機能に加え、社外取締役2名を選任し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。取締役会は、社内取締役6名、社外取締役2名で構成され、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。取締役会においては、重要事項についての意思決定を行うほか、当社グループの経営方針及び経営戦略について中長期的な見地から建設的な議論を行っております。また、これらとは別に毎月執行役員会議を開催し、経営陣の意思疎通と情報の共有化を図り、業務執行者が的確な判断と迅速な業務運営が行われる体制を整えております。さらに、役員候補者の指名及び役員報酬の決定に係る諮問機関として人事協議会を設置しており、必要に応じて開催しております。同協議会は、その半数が社外取締役で構成されていることから、取締役会に対して公正で透明度の高い答申が行われる仕組みとしております。

監査役会は独立性の高い2名の社外監査役を含む4名の監査役で構成されております。常勤監査役は、取締役会のほか、執行役員会議などに出席し、取締役及び執行役員の業務執行について厳正な監視を行っております。加えて、社外監査役から客観的意見を仰ぐことで公正な経営判断が行われる仕組みとなっております。また、監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、監査方針に基づいた厳格な監査活動を行っております。さらに、会計監査人、監査役、内部監査室、社外取締役が一堂に会して意見交換する場を設け、連携を図っております。

当社の企業統治の体制における主な機関の構成員等は下記のとおりです。

< 取締役会 >

	構成員		議長 (役職名)
	氏名	役職名	
取締役会	枝園 統博	代表取締役執行役員社長	代表取締役執行役員社長
	石井 直樹	取締役常務執行役員	
	田部 忠光	取締役常務執行役員	
	小島 孝弘	取締役上席執行役員	
	藤本 八郎	取締役執行役員	
	西岡 秀晃	取締役執行役員	
	玉生 靖人	社外取締役	
	林 光行	社外取締役	

< 監査役会 >

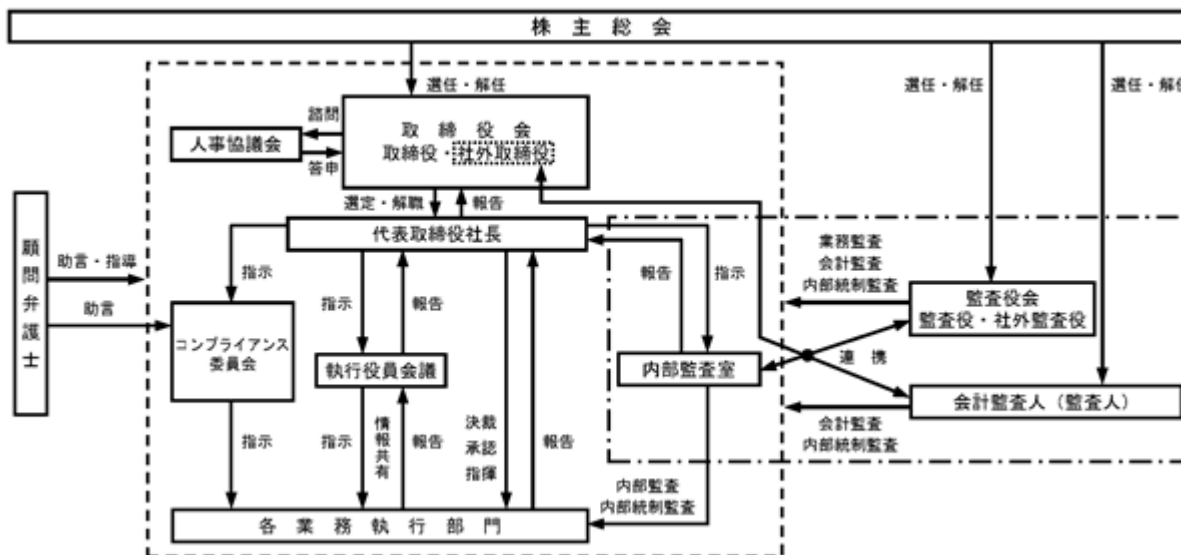
	構成員		議長 (役職名)
	氏名	役職名	
監査役会	石橋 秀行	常勤監査役	常勤監査役
	野澤 信也	常勤監査役	
	雑賀 裕子	社外監査役	
	藤井 義久	社外監査役	

< 人事協議会 >

	委員会 (名称)	構成員		委員長 (役職名)
		氏名	役職名	
指名委員会に相当する 任意の委員会	人事協議会	枝園 統博	代表取締役執行役員社長	代表取締役執行役員社長
		石井 直樹	取締役常務執行役員	
		玉生 靖人	社外取締役	
		林 光行	社外取締役	
報酬委員会に相当する 任意の委員会	人事協議会	枝園 統博	代表取締役執行役員社長	代表取締役執行役員社長
		石井 直樹	取締役常務執行役員	
		玉生 靖人	社外取締役	
		林 光行	社外取締役	

当社は、迅速な意思決定、適切な業務執行及び監査の実効性の何れの観点においても、現在のコーポレート・ガバナンス体制で十分にガバナンスは機能していると認識しており、当社の事業特性及び規模を考慮すると、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する体制として最適であると考えております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると、次のとおりです。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」を決議しております。なお、本件決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

1) 当社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 当社の全ての取締役及び従業員は、社会規範、倫理、法令などの厳守により、公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。この実践のため、「永大産業企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役は率先垂範して会社全体の企業倫理の遵守及び浸透を図る。
- () 「コンプライアンス委員会規程」に基づき、社長を委員長、顧問弁護士を委員に含むコンプライアンス委員会を設置し、年2回の委員会で、推進方針の策定と発生した問題に対する検証及び再発防止策を協議する。
- () 総務部法務コンプライアンス室が全社におけるコンプライアンスの推進・統括を担い、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- () 各部門にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス活動の具体的対策並びにコンプライアンス教育を実施する。法務コンプライアンス室はこれらの活動状況を確認し、コンプライアンス委員会に報告を行う。
- () 内部監査室は法務コンプライアンス室と連携して、各部門の業務活動が適正に遂行されているかを監査し、不適切な事項を発見した場合には、改善の勧告・指導を行うとともに法務コンプライアンス室へ報告する。
- () 「内部通報者保護規程」に基づき、内部通報の窓口を法務コンプライアンス室と社外の顧問弁護士事務所に設置し、通報した人が不利益な処遇を受けないよう適切な運用を行う。

2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- () 取締役の職務の執行にかかる情報（取締役会議事録、稟議書等）は文書（電磁的記録を含む）によって保存する。
- () その取扱いについては「文書取扱規程」に基づき、適切に保存及び管理を行い、必要に応じて常時閲覧可能な状態にする。

3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- () 「経営危機管理規程」に基づき、当社及び子会社（以下、当社グループという）のあらゆるリスクに備えた損失の未然防止と、事故発生時の被害を極小化するために適切な対応を図る。
- () 事故発生時には、原則として社長を本部長とする対策本部を設置し、当社グループでの連携を図りながら顧問弁護士や専門家の意見を参考に損害の拡大を防止することで、迅速に危機の解決並びに回避を図る。

4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- () 当社は毎月1回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会に重要事項を付議する。付議すべき重要事項については「取締役会規則」、「決裁権限基準」に規定する。子会社においても「決裁権限基準」を定め、重要事項については定例取締役会及び臨時取締役会に付議する。

- ()取締役会においては、重要事項についての意思決定を行うほか、当社グループの経営方針及び経営戦略について中長期的な見地から建設的な議論を行う。その他、経営陣の意思疎通と情報共有の円滑化のために執行役員会議等を開催し、迅速かつ的確な判断を下す体制を整える。
 - ()取締役会の決定に基づく業務執行については「組織職制規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを執行する。
 - ()社外取締役が会計や監査にかかる情報を適切に収集できるように、監査役は、社外取締役・会計監査人・内部監査室と「監査連絡会」を定期的に開催して情報共有と意見交換を行う。
- 5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ()当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社は「関係会社管理規程」に基づいて当社グループ全体を統合した経営を行う体制を構築する。
 - ()当社の取締役を各関係会社の担当に任命する。当該取締役は常に担当する関係会社の経営状態を把握し、必要な場合には重要事案に参画し助言・協力をを行う。
 - ()当該取締役は、担当する関係会社から月次決算書を始め経営上の重要な資料・情報を提出させ、社長及び関係役員に状況を報告する。
 - ()当社の役員が子会社の監査役を兼務する。また、「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査室が定期的に子会社の内部監査を実施する。
- 6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性の確保に関する体制
- ()監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、専任の監査役補助者を配置する。
 - ()当該従業員の任命、異動については監査役の意見を十分考慮したうえで決定する。
 - ()補助期間内における当該従業員への指示・命令・評価は監査役が行うものとする。
- 7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ()当社グループの取締役及び従業員は、法定事項のほか、当社グループに重大な影響を及ぼす事項や、取締役職務執行に関する不正行為や法令・定款違反行為が発生した事実もしくは発生する可能性がある場合には、監査役に都度報告する体制を構築する。
 - ()監査役は、必要に応じていつでも、当社グループの取締役及び従業員に対して上記内容の報告を求めることができる。
 - ()内部通報制度によって法務コンプライアンス室に通報された事項のうち、必要な事項については、総務部長から監査役に報告を行う。
 - ()通報者が当該通報をしたことを理由としていかなる不利な取扱いも受けまいよう、通報者保護の厳正な運用を図る。
- 8) 監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制
- ()監査役は、各部門の往査報告書を関係取締役及び社長に提出し監査結果の報告を行う。また、監査役は定期的に社長と監査内容について話し合い、意見交換を実施する。
 - ()社内の重要稟議書は決裁後全て監査役に回付され、問題点があれば関係者に指摘がなされ、監査役意見が実効する仕組みとする。また、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に報告を求めることができる。
 - ()監査役は、会計監査人及び内部監査室と、それぞれ期初に監査方針、監査計画等を打ち合わせるほか、定期的な会合等によって緊密な連携を図り、監査の実効性を高めることとする。また、社外取締役との意見交換等を通じて、社外取締役と適切に連携する。
 - ()「内部監査規程」により、内部監査室は年間スケジュールに沿って各部門の業務内容を監査し、監査結果は必要に応じて監査役に報告する。
- 9) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
- 監査役がその職務の執行をするために必要な費用または債務は、監査役からの請求に基づき、当社が速やかに支出する。
- 10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- ()当社グループは反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供を絶対に行わないことを基本とし、排除に向けては、組織的な対応、外部専門機関との連携及び有事における法的対応を基本原則とする。
 - ()この体制を構築するため、統括部門である総務部が「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき、組織体制を始めとした取り組みの具体的内容について、全ての従業員に周知徹底を図っていくものとする。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、あらゆるリスク発生時に備えて「経営危機管理規程」を規定し、役員及び社員に周知徹底しており、事故発生時もこれに基づいて会社に対する影響度を極小化しよう日頃から指導しております。事故発生時には、原則として社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等、専門家の意見を参考に損害の拡大を防止します。

ハ．反社会的勢力排除のための取組み

当社グループは反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供を絶対に行わないことを基本とし、排除に向けては、組織的な対応、外部専門機関との連携及び有事における法的対応を基本原則としております。

この体制を構築するため、「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき、組織体制を始めとした取組の具体的な内容について、全ての従業員に周知徹底を図っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ホ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約は、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や、被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

自己株式の取得

将来の経営環境等の変化に対応し、機動的な資本政策が行えるようにするため、取締役会の決議により自己株式の買受けができるよう定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議事項について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

会社の支配に関する基本方針について

当社は、2008年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について、株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、2017年6月28日開催の第83回定時株主総会での承認可決を経て継続してまいりました。（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。

また、現プランは2020年6月25日開催の第86回当社定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了することから、本株主総会において株主様にご承認いただき、現プランを更新いたしました。（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。

（参考URL <https://www.eidai.com/profile/data/202005271600.pdf>）

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも想定されます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための具体的取組

当社グループの財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組

当社グループは、当社グループの企業価値ひいては株主価値の向上のために次のような取組を行っております。当社グループは、住宅用建材の素材から製品に至るまでの幅広い事業を展開し、快適な住環境作りに貢献できる製品を提供しています。また、経営の基本理念に「木を活かし、よりよい暮らしを」を掲げ、地球、社会、人との共生を通じて、豊かで持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けることを目指しております。

当社グループの得意とする木質材料加工技術、ステンレス加工技術を最大限に活かしながら、顧客ニーズや市場動向にマッチした製品の開発に取り組んでおります。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が経営の基本的課題であると認識し、公正性・透明性の高い意思決定と迅速で適切な経営判断により、継続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

本プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をされるのに必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために、当該大規模買付行為を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とするものです。

本プランにおいては、以下の()又は()に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

()当社が発行者である株式について、保有者の株式保有割合が20%以上となる買付け

()当社が発行者である株式について、公開買付けに係る株式の株式所有割合及びその特別関係者の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(3) 上記の取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

企業価値向上のための取組は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上させるための具体的方策として策定されております。

本プランは、下記の点において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- イ．買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること
- ロ．当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること
- ハ．株主意思を重視するものであること
- ニ．独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視と情報開示
- ホ．合理的な客観的発動要件の設定
- ヘ．デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 (執行役員社長)	枝園 統博	1962年3月1日生	1984年3月 当社入社 2004年4月 営業本部東京特販営業部長 2009年4月 事業本部建材事業部長兼資材部長 2010年6月 執行役員事業本部建材事業部長 2011年4月 上席執行役員事業本部建材事業部長 2011年6月 取締役兼上席執行役員事業本部建材事業部長 2012年4月 取締役兼上席執行役員営業本部副本部長 2012年6月 取締役兼上席執行役員営業本部長 2015年6月 取締役兼常務執行役員営業本部長 2015年10月 取締役兼常務執行役員事業本部長 2016年4月 取締役兼常務執行役員総合企画本部長 2017年6月 取締役兼専務執行役員総合企画本部長 2019年4月 代表取締役兼執行役員社長(現任)	(注)1	60
取締役 (常務執行役員) 事業本部長	石井 直樹	1964年9月13日生	1987年3月 当社入社 2009年4月 営業本部東京特販営業部長 2012年4月 事業本部建材事業部長 2013年6月 執行役員事業本部建材事業部長 2014年6月 取締役兼執行役員事業本部建材事業部長 2015年10月 取締役兼執行役員事業本部副本部長兼建材事業部長 2016年4月 取締役兼執行役員事業本部長 2016年6月 取締役兼上席執行役員事業本部長 2017年6月 取締役兼常務執行役員事業本部長(現任)	(注)1	29
取締役 (常務執行役員) 永大小名浜㈱、 関東住設産業㈱担当	田部 忠光	1964年4月25日生	1987年3月 当社入社 2009年4月 事業本部内装システム事業部長 2013年6月 執行役員事業本部内装システム事業部長 2014年6月 取締役兼執行役員事業本部内装システム事業部長 2015年10月 取締役兼執行役員営業本部長 2016年6月 取締役兼上席執行役員営業本部長 2017年6月 取締役兼常務執行役員営業本部長 2020年4月 取締役兼常務執行役員 永大小名浜㈱代表取締役社長兼関東住設産業㈱代表取締役社長 2021年4月 取締役兼常務執行役員 永大小名浜㈱代表取締役社長、関東住設産業㈱担当(現任)	(注)1	33

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (席執行役員) 営業本部長	小島 孝弘	1966年 1月25日生	1988年 3月 当社入社 2009年 7月 営業本部東京営業部長 2013年 4月 営業本部副本部長兼東京営業部長 2013年 6月 執行役員営業本部副本部長兼東京営業部長 2014年 4月 執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長 2015年 6月 取締役兼執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長 2015年10月 取締役兼執行役員事業本部内装システム事業部長 2017年 4月 取締役兼執行役員事業本部海外事業部長 2020年 4月 取締役兼 席執行役員営業本部長 (任)	(注) 1	29
取締役 (行役員) 事業本部海外事業部長	藤本 八郎	1964年10月19日生	1990年 3月 当社入社 2009年 4月 事業本部総合研究所長 2013年 6月 執行役員事業本部総合研究所長 2017年 4月 執行役員永大小名浜(株)取締役副社長 2018年 4月 執行役員永大小名浜(株)代表取締役社長 2020年 4月 執行役員事業本部海外事業部長 2020年 6月 取締役兼執行役員事業本部海外事業部長 (任)	(注) 1	27
取締役 (行役員) 総務部長	西岡 秀晃	1962年 4月17日生	1986年 4月 (株)大和銀行 (現(株)りそな銀行) 入行 2011年 5月 同行北浜支店長 2013年 4月 同行H Dオペレーション改革部 (大阪) 部長 2015年10月 当社総務部長 2019年 4月 執行役員総務部長 2020年 6月 取締役兼執行役員総務部長 (任)	(注) 1	8
取締役	玉生 靖人	1938年10月 4日生	1964年 4月 弁護士登録 1964年 4月 御堂筋法律事務所 (1971年仁藤・菅生・米原法律事務所を改称) パートナー 2001年 6月 ローム株式会社社外監査役 2003年 1月 弁護士法人御堂筋法律事務所社員 2012年 4月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー (任) 2014年 6月 当社取締役 (任)	(注) 1	-
取締役	林 光行	1948年 6月28日生	1973年11月 監査法人榮光会計事務所 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1978年 8月 公認会計士・税理士林光行事務所所長 (任) 2011年 1月 監査法人彌榮会計社設立 代表社員 (任) 2014年 6月 当社取締役 (任) 2018年 7月 監査法人彌榮会計社 福祉経営研究所所長 (任)	(注) 1	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	石橋 秀行	1965年3月23日生	1989年3月 当社入社 2010年4月 事業本部住設事業部長 2014年6月 執行役員事業本部住設事業部長 2016年6月 執行役員事業本部海外事業部長 2017年6月 監査役(常勤)(現任)	(注)3	16
常勤監査役	野澤 信也	1962年10月26日生	1990年12月 当社入社 2010年7月 事業本部事業推進部長 2012年4月 事業本部海外事業室長 2016年4月 総合企画本部物流部長 2018年4月 事業本部事業管理部長 2021年6月 監査役(常勤)(現任)	(注)3	5
監査役	雑賀 裕子	1974年2月13日生	2002年10月 弁護士登録 2002年10月 弁護士法人三宅法律事務所入所 (現任) 2017年6月 当社監査役(現任)	(注)3	-
監査役	藤井 義久	1957年7月14日生	1984年4月 京都大学農学部助手 1994年7月 京都大学農学部助教授 1997年4月 国立大学法人京都大学大学院農学研究科助教授 2013年4月 国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授(現任) 2017年5月 公益社団法人日本木材保存協会副会長(現任) 2017年6月 一般社団法人日本木材学会理事(現任) 2018年6月 当社監査役(現任)	(注)2	-
計					209

- (注)1. 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 藤井義久監査役は、2018年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 石橋秀行監査役、野澤信也監査役及び雑賀裕子監査役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役玉生靖人氏及び林光行氏は、社外取締役であります。
5. 監査役雑賀裕子氏及び藤井義久氏は、社外監査役であります。
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。2021年6月25日現在の執行役員は次のとおりであります。(*印は取締役兼務者であります。)

役名	氏名	担当及び職名
*執行役員社長	枝園 統博	
*常務執行役員	石井 直樹	事業本部長、ENボード(株)担当
*常務執行役員	田部 忠光	永大小名浜(株)代表取締役社長、関東住設産業(株)担当
*上席執行役員	小島 孝弘	営業本部長
*執行役員	藤本 八郎	事業本部海外事業部長、Eidai Vietnam Co.,Ltd.担当
*執行役員	西岡 秀晃	総務部長、人事部・経理部担当
執行役員	中野 洋一郎	社長付
執行役員	渡邊 裕幸	営業本部副本部長
執行役員	井伊 光裕	営業本部副本部長
執行役員	長友 庄一郎	事業本部事業管理部長
執行役員	久米 直哉	関東住設産業(株)代表取締役社長
執行役員	村上 拓也	事業本部建材事業部長
執行役員	西垣 隆幸	品質管理部長
執行役員	平 暢宏	事業本部内装システム事業部長
執行役員	森下 昌樹	経理部長

社外役員の状況

イ．社外取締役

当社の社外取締役は2名であります。

玉生靖人氏は、法曹界における豊富な経験と見識を当社の経営に反映していただけるものと考え、当社との間には特別な利害関係がないことから、当社のガバナンス機能の強化を図るため、社外取締役として選任しております。

林光行氏は、公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識を当社の経営に反映していただけるものと考え、当社との間には特別な利害関係がないことから、当社のガバナンス機能の強化を図るため、社外取締役として選任しております。

ロ．社外監査役

社外監査役は2名であります。

雑賀裕子氏は、弁護士としての専門的な知識と経験を有しておりますので、主に法的側面から取締役による業務執行を監視いただけるものと考え、当社との間には特別な利害関係がないことから、社外監査役として選任しております。同氏は、当社の顧問弁護士事務所の弁護士であります。同事務所の経営には携わっておりませんが、また当社の担当弁護士ではありません。

藤井義久氏は、当社事業に関係の深い木材分野の専門家であることから、主に技術的側面から取締役による業務執行を監視いただけるものと考え、当社との間には特別な利害関係がないことから、社外監査役として選任しております。同氏は、国立大学法人京都大学大学院教授であります。なお、当社は2020年度に学術研究助成のため、同大学へ50万円を寄付しておりますが、その規模は僅少であるため、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。

ハ．社外役員へのサポート体制

社外取締役の取締役会への出席並びに社外監査役の監査役会及び取締役会への出席に際しては、事業管理部が事務局となって会議のスケジュール調整や会議で配布される資料を必要に応じて事前に説明するなどのサポートを行っております。

二．独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任において、当社からの独立性に関する基準又は方針は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、法曹界や学術界等から人材を起用することにより社外役員としての独立性を確保しております。当社は、2014年6月に社外取締役の玉生靖人氏及び林光行氏を、2018年6月から社外監査役の藤井義久氏を、2021年6月から社外監査役雑賀裕子氏を東京証券取引所の定める独立役員にそれぞれ指定し、届出を行っております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、独立の立場から経営の監督機能を発揮できるよう、定期的開催される「監査連絡会」において、監査役・会計監査人・内部監査室と会計や監査にかかる情報共有と意見交換を行うなど緊密に連携しております。

社外監査役は、常勤監査役と常に連携を取り、内部監査、監査役監査、会計監査及び内部統制についての情報を共有しております。また、取締役会及び監査役会への出席を通じて、経営の監視・監督に必要な情報を把握し、必要に応じて意見を表明しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ．組織・人員・手続・活動

当社は監査役会制度を採用し、常勤監査役2名及び社外監査役2名の4名で構成しております。当社監査役会では「監査役監査基準」を策定し、期初の監査役会において決定した、監査の方針及び業務分担等に基づき監査を実施しております。

常勤監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役や部門責任者から業務執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、営業部・事業所及び子会社への往査を行い、定期的な内部監査室との会合等の活動を行っております。今期は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部でインターネットの会議システムを利用した往査を行っております。

社外監査役である雑賀裕子は弁護士として企業法務に精通し、藤井義久は大学教授として木質科学の専門的な幅広い見識を有していることから選任しております。

ロ．監査役会の活動状況

監査役会は原則として毎月1回定例で開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。また、定例監査役会以外に社長との懇談会を行い、監査結果その他事項について意見交換を行うほか、会計監査人及び内部監査室と、それぞれ監査方針・計画、監査結果等について定期的な会合を行い、緊密な連携を図り監査の実効性の確保に努めております。さらに、社外取締役を含めた、監査役、会計監査人、内部監査室が一堂に会する連絡会を開催し、意見交換や情報共有を行い、連携を図っております。

当事業年度は、監査役会を14回開催し、1回あたりの所要時間は約1時間でした。

主な検討事項は、監査方針及び監査実施計画・監査分担、内部統制システムの整備・運用状況、往査結果報告、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の監査報酬等の同意、監査役選任議案の同意、監査役会の監査報告書等です。

個々の監査役の監査役会及び取締役会への出席状況は以下のとおりです。

氏名	役職名	取締役会出席状況	監査役会出席状況
土居 幸男	常勤監査役	14回(100%)	14回(100%)
石橋 秀行	常勤監査役	14回(100%)	14回(100%)
雑賀 裕子	社外監査役	14回(100%)	14回(100%)
藤井 義久	社外監査役	14回(100%)	14回(100%)

内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の独立監査部門である内部監査室が「内部監査規程」に基づき、各部門の業務遂行状況について監査を行っております。具体的には室長以下8名が、年間の監査スケジュールに基づいて、各部門の業務活動が法令や会社の方針、規程、規則、基準等に準拠し、適正に遂行されているかを監査し、不適切な事項については改善の勧告・指導を行っております。監査結果につきましては、内部監査室長が取締役会にて報告し、議論されております。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度について、財務報告に係る内部統制に関連する業務の整備及び運用の評価を行い、財務報告の信頼性の確保を図っております。

内部監査室は監査役及び会計監査人と緊密な連携を保ち、監査方針及び監査計画等を確認し、定期的に情報交換を行っております。さらに、監査役は内部監査室が実施した内部監査の報告書(業務監査、内部統制監査)を閲覧し、その内容について意見交換を行い、情報の共有化を図っております。また、監査役は会計監査人と、期初における監査方針のすり合わせを始め、期中においては、会計監査人が実施した監査結果についての往査報告を受領し、会計監査人が実施する各事業所への監査に立会うなど、緊密な連携を図りながら、監査の充実に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

15年間

c. 業務を執行した公認会計士

小幡 琢哉

今井 康好

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他17名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定に当たっては、当社グループの業務内容に対して、効率的な監査業務を実施できる一定の規模を有し、また、品質管理体制及び独立性並びに専門性などの基準に基づいて総合的に判断いたします。

現会計監査人の選定理由については、グローバルな監査体制、独立性、専門性、効率性などを総合的に勘案した結果、当社グループの会計監査が適正に行われる体制を備えていると判断したためであります。

また、監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の評価に関する基準に基づいて、監査法人の品質管理体制、監査チームの独立性、監査報酬などの水準、経営者及び内部監査室とのコミュニケーションの状況などを、会計監査人とのコミュニケーション及び監査現場の立会などを通じて評価し、必要な検討を行った結果、監査の方法及び結果は相当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	39	0	43	0
連結子会社	-	-	-	-
計	39	0	43	0

当社における非監査業務の内容は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく手続業務に対するものであります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGグループ)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	3	-	4
連結子会社	1	1	1	2
計	1	4	1	6

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務アドバイザー業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

会計監査人に対する報酬の額は、監査日数・人員・内容等を総合的に勘案し、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積り等の算出根拠等について必要な検証を行った結果、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

役員報酬は、2007年6月28日第73回定時株主総会において、取締役の報酬は「年額360百万円以内」、監査役
の報酬は「年額60百万円以内」とする旨を決議しております。当時の員数は、取締役11名(現在8名)、監査役4名
(現在4名)でした。

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は社外取締
役が半数を占める人事協議会へ諮問し答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定さ
れた報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、人事協議会からの答申が尊重されていることを確認し
ており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

- ・当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬
体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とす
る。
- ・業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、中長期インセンティブとし
ての株式取得型報酬により構成する。
- ・社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業
績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬ならびに株式取得型報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

- ・業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報
酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎
年、一定の時期に支給する。
- ・目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設計し、適宜、環境の変化に
応じて人事協議会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。
- ・株式取得型報酬は、毎月役員持株会に拠出して自社株式を取得することに限定した現金報酬とし、取得し
た株式は在任期間中、継続して保有することとする。

ニ. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、株式取得型報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決 定に関する方針

- ・業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬(構成比83%)、業績連動報酬(構成比10%)、
株式取得型報酬(構成比7%)を目安とし、人事協議会において検討を行う。
- ・取締役会は人事協議会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個
人別の報酬等の内容を決定することとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・個人別の報酬額については、当社の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適
しているとの理由から、取締役会決議に基づき代表取締役社長枝園統博がその具体的内容について委任を
受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び株式取得型報酬の額ならびに各取締
役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。
- ・取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、人事協議会に原案を諮問し答申
を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容にしたがって決定しなければなら
ないこととする。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	株式取得型報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	125	116	9	-	8
監査役 (社外監査役を除く)	31	31	-	-	2
社外役員	15	15	-	-	4

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額
 該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する場合を「純投資目的である投資株式」とし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合等、純投資目的以外の目的で保有する場合を「純投資目的以外の目的である投資株式」としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

当社は、投資先企業との取引関係維持・強化及び事業活動の関係などを総合的に勘案し、関係強化が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合に限り、上場株式を政策的に保有します。

(保有の合理性を検証する方法)

株式の政策保有に際しては、半年ごとに、政策保有株式について保有目的、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の適否を個別銘柄ごとに検証のうえ、保有継続の是非を取締役会において決定します。なお、検証の過程で保有意義が希薄であると判断される場合には、原則として縮減対象とします。

検証項目は以下の通りであります。

株式保有先との取引関係有無

株式保有先との直近の取引額

株式保有先の収益状況

年間受取配当金額・株式評価損益

重大な不適切事案など保有継続の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無

(個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

2020年6月及び2020年12月開催の取締役会において、政策保有株式の保有の適否を検証した結果、一部の銘柄を縮減対象とし、当事業年度において売却いたしました。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	19	127
非上場株式以外の株式	15	3,498

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	1	取引先持株会を通じた株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式以外の株式	4	1,431

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
住友林業株式会社	371,000	371,000	(保有目的) 取引拡大 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	885	513		
アイカ工業株式会社	189,000	189,000	(保有目的) 安定仕入 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	754	584		
ニッコンホールディングス株式会社	182,000	182,000	(保有目的) 物流業務における関係強化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	404	385		
JKホールディングス株式会社	383,684	383,684	(保有目的) 取引拡大 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	336	264		
ナイス株式会社	170,000	170,000	(保有目的) 取引拡大 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	319	156		
OCHIホールディングス株式会社	211,680	211,680	(保有目的) 取引拡大 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	278	320		
ホクシン株式会社	1,000,000	1,000,000	(保有目的) 安定仕入 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	126	114		
北恵株式会社	128,000	128,000	(保有目的) 取引拡大 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	119	91		
株式会社りそなホールディングス	200,000	200,000	(保有目的) 主要取引金融機関としての 関係強化 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	92	65		
大日本印刷株式会社	31,500	31,500	(保有目的) 安定仕入 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	73	72		
日本アジアグループ株式会社	43,000	43,000	(保有目的) 同社子会社との取引拡大 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	42	10		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
トヨタ自動車株式会社	3,000	3,000	(保有目的) 同社子会社との取引拡大 (定量的な保有効果) (注) 1	無
	25	19		
積水ハウス株式会社	10,241	9,575	(保有目的) 取引拡大 (定量的な保有効果) (注) 1 (株式数が増加した理由) 取引先持株会 を通じた株式の取得	無
	24	17		
ジューテックホール ディングス株式会社	11,500	11,500	(保有目的) 取引拡大 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	11	11		
株式会社エムジー ホーム (注) 2	3,000	3,000	(保有目的) 取引拡大 (定量的な保有効果) (注) 1	無
	2	1		
株式会社ヒノキヤグ ループ	-	600,000	当事業年度において、同社のTOBが実 施されたため、全株式を売却いたしまし た。	有
	-	879		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グ ループ	-	230,000	当事業年度において、全株式を売却いた しました。	有
	-	92		
上新電機株式会社	-	15,000	当事業年度において、全株式を売却いた しました。	無
	-	31		
名古屋木材株式会社	-	11,500	当事業年度において、同社のMBOが実 施されたため、全株式を売却いたしまし た。	有
	-	24		

(注) 1. 定量的な保有効果の記載は困難であります。当社は、半年ごとに個別の政策保有株式について、収益性、成長性、取引関係維持・強化の観点等から保有の適否を検証しており、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

2. 株式会社エムジーホームは2021年4月1日付で、AMGホールディングス株式会社に商号を変更しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

純投資目的の投資株式を所有していませんので、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、研修などを通じて情報を収集しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,439	8,307
受取手形及び売掛金	13,358	13,090
電子記録債権	6,819	7,148
有価証券	-	1,009
製品	5,264	4,411
仕掛品	2,548	2,374
原材料及び貯蔵品	4,654	3,742
未収入金	1,478	1,569
その他	303	693
貸倒引当金	8	2
流動資産合計	40,859	42,344
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	14,782	15,057
機械装置及び運搬具（純額）	12,669	12,465
土地	7,120	7,291
リース資産（純額）	-	121
建設仮勘定	3,654	15,385
その他（純額）	1,563	1,440
有形固定資産合計	18,790	30,662
無形固定資産	601	584
投資その他の資産		
投資有価証券	27,067	25,736
出資金	7	7
長期前払費用	689	595
繰延税金資産	140	134
その他	608	597
貸倒引当金	13	13
投資その他の資産合計	8,500	7,057
固定資産合計	27,892	38,304
繰延資産	1	23
資産合計	68,752	80,673

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,230	5,324
電子記録債務	159	403
短期借入金	1,668	2,920
1年内返済予定の長期借入金	-	3 13,629
リース債務	-	5
未払金	10,134	11,283
未払費用	534	567
未払法人税等	110	231
未払消費税等	653	475
賞与引当金	439	423
災害損失引当金	15	-
その他	60	52
流動負債合計	19,006	35,316
固定負債		
長期借入金	3 4,802	105
繰延税金負債	261	333
退職給付に係る負債	2,370	2,422
環境対策引当金	83	62
負ののれん	164	135
長期預り保証金	90	69
リース債務	-	17
その他	8	-
固定負債合計	7,780	3,145
負債合計	26,787	38,462
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,285	3,285
資本剰余金	1,370	1,370
利益剰余金	36,475	36,829
自己株式	820	820
株主資本合計	40,309	40,664
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,446	1,538
為替換算調整勘定	287	162
退職給付に係る調整累計額	130	63
繰延ヘッジ損益	12	-
その他の包括利益累計額合計	1,615	1,637
非支配株主持分	40	90
純資産合計	41,965	42,210
負債純資産合計	68,752	80,673

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	57,119	55,814
売上原価	1 43,331	1 41,812
売上総利益	13,787	14,001
販売費及び一般管理費	1, 2 14,537	1, 2 14,385
営業損失()	750	383
営業外収益		
受取利息	24	27
受取配当金	138	116
仕入割引	17	9
為替差益	46	83
負ののれん償却額	29	29
持分法による投資利益	22	51
雇用調整助成金	-	82
雑収入	110	92
営業外収益合計	388	491
営業外費用		
支払利息	9	51
売上割引	108	102
訴訟関連費用	1	42
雑損失	166	139
営業外費用合計	285	336
経常損失()	647	227
特別利益		
負ののれん発生益	-	350
固定資産売却益	3 5	3 0
投資有価証券売却益	-	4 1,206
受取補償金	0	-
特別利益合計	6	1,557
特別損失		
減損損失	5 9	5 3
固定資産除却損	6 9	6 19
固定資産撤去費用	128	10
投資有価証券評価損	-	70
関係会社株式評価損	-	7 291
環境対策引当金繰入額	29	-
工場閉鎖損失	8 73	-
特別損失合計	250	394
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	892	934
法人税、住民税及び事業税	120	243
法人税等調整額	41	135
法人税等合計	78	107
当期純利益又は当期純損失()	971	827
非支配株主に帰属する当期純損失()	36	123
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	934	951

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 ()	971	827
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	464	91
為替換算調整勘定	26	125
退職給付に係る調整額	47	67
繰延ヘッジ損益	18	18
その他の包括利益合計	1 424	1 14
包括利益	1,395	842
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,365	972
非支配株主に係る包括利益	29	130

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,285	1,370	38,180	441	42,394
当期変動額					
剰余金の配当			770		770
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			934		934
自己株式の取得				379	379
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,704	379	2,084
当期末残高	3,285	1,370	36,475	820	40,309

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	繰延ヘッジ 損益	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	1,910	313	178	-	2,046	-	44,440
当期変動額							
剰余金の配当							770
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）							934
自己株式の取得							379
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	464	26	47	12	430	40	390
当期変動額合計	464	26	47	12	430	40	2,475
当期末残高	1,446	287	130	12	1,615	40	41,965

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,285	1,370	36,475	820	40,309
当期変動額					
剰余金の配当			596		596
親会社株主に帰属する 当期純利益			951		951
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	354	-	354
当期末残高	3,285	1,370	36,829	820	40,664

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	繰延ヘッジ 損益	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	1,446	287	130	12	1,615	40	41,965
当期変動額							
剰余金の配当							596
親会社株主に帰属する 当期純利益							951
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	91	125	67	12	21	130	108
当期変動額合計	91	125	67	12	21	130	245
当期末残高	1,538	162	63	-	1,637	90	42,210

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	892	934
減価償却費	1,753	1,823
減損損失	9	3
工場閉鎖損失	73	-
負ののれん償却額	29	29
負ののれん発生益	-	350
持分法による投資損益(は益)	22	51
賞与引当金の増減額(は減少)	83	15
災害損失引当金の増減額(は減少)	-	15
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	88	51
退職給付に係る調整累計額の増減額(は減少)	47	67
受取利息及び受取配当金	162	144
支払利息	9	51
雇用調整助成金	-	82
受取補償金	0	-
為替差損益(は益)	0	0
投資有価証券評価損益(は益)	-	70
投資有価証券売却損益(は益)	-	1,206
関係会社株式評価損	-	291
固定資産売却損益(は益)	5	0
固定資産除却損	9	19
固定資産撤去費用	128	10
売上債権の増減額(は増加)	1,142	81
たな卸資産の増減額(は増加)	1,583	1,979
その他の資産の増減額(は増加)	474	549
仕入債務の増減額(は減少)	564	362
未払費用の増減額(は減少)	196	30
未払金の増減額(は減少)	3,540	1,114
その他の負債の増減額(は減少)	548	215
小計	1,736	4,069
利息及び配当金の受取額	174	156
利息の支払額	5	48
雇用調整助成金の受取額	-	82
補償金の受取額	21	-
法人税等の支払額	62	141
法人税等の還付額	289	-
災害損失の支払額	161	-
工場閉鎖損失の支払額	40	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,520	4,118

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,055	1,955
定期預金の払戻による収入	3,900	3,155
有形固定資産の取得による支出	8,585	12,908
有形固定資産の売却による収入	6	6
無形固定資産の取得による支出	188	143
投資有価証券の取得による支出	16	1
投資有価証券の売却による収入	-	1,431
子会社株式の取得による支出	191	92
事業譲受による支出	-	85
その他	140	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,271	10,593
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,668	4,952
短期借入金の返済による支出	-	3,700
長期借入れによる収入	4,802	8,932
自己株式の取得による支出	379	-
配当金の支払額	770	596
非支配株主からの払込みによる収入	70	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,390	9,587
現金及び現金同等物に係る換算差額	6	36
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,408	3,076
現金及び現金同等物の期首残高	9,691	4,283
現金及び現金同等物の期末残高	14,283	17,360

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

永大小名浜株式会社
Eidai Vietnam Co.,Ltd.
E Nボード株式会社
関東住設産業株式会社

(連結の範囲の変更)

関東住設産業株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

永大スタッフサービス株式会社
永大テクノサポート株式会社
PT. Eidai Industries Indonesia

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

エヌ・アンド・イー株式会社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(永大スタッフサービス株式会社、永大テクノサポート株式会社、PT. Eidai Industries Indonesia)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Eidai Vietnam Co.,Ltd.の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(ロ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(ハ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

(イ) 製品・仕掛品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(ロ) 原材料

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(ハ) 貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ．有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 3年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年～10年 |
- ロ．無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ハ．リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ニ．長期前払費用
均等償却しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- イ．貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ．賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ．環境対策引当金
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB処理費用等の支出に備えるため、今後発生することとなる支出見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- イ．退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日付連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- イ．ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 ... 為替予約
ヘッジ対象 ... 外貨建仕入債務、固定資産の取得
- ハ．ヘッジ方針
為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ニ．ヘッジ有効性の評価方法
為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
2010年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんは、その効果の発現する期間にわたって均等に償却することとしております。ただし、金額が僅少な場合は、発生年度で一括償却しております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損損失

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	30,662
無形固定資産	584

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 減損損失にかかる金額の算出方法について

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す単位として、事業用資産については事業の種類別セグメントの区別に、処分予定資産、遊休資産については個別資産別にグルーピングを行っております。

有形固定資産及び無形固定資産に減損の兆候があると認められる場合には、資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

(2) 当社の住宅資材事業の減損損失の認識の要否の判定について

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額のうち、当社の住宅資材事業に係る有形固定資産及び無形固定資産は7,963百万円であります。

住宅資材事業の主要生産拠点である大阪事業所が2018年9月に大型台風による被害を受け、生産・物流体制に支障を来したことに伴い、2019年3月期に営業損失を計上することとなりました。その後、市場シェアの低下から順次持ち直しているものの、2020年の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の影響もあり、台風被災前の水準まで業績を回復させることが出来ず、継続的に営業損失を計上するに至りました。

そのため、当連結会計年度において減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否の判定を実施しております。

イ. 減損損失の認識の要否の判定に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した中期事業計画を基礎として行っておりますが、それを作成するにあたっては、過去の業績や経験、複数のシナリオが公表しております将来の新設住宅着工戸数に関する予測等の情報、将来見込まれる経済状況、将来時点における正味売却価額の見積り等を考慮しております。なお、新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響は今後1年程度にわたってゆるやかに回復していくものと仮定しております。

ロ. 減損損失の認識の要否の判定結果

上記を踏まえて検討した結果、住宅資材事業が有する固定資産の割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を超過しているため、当連結会計年度における減損損失の認識は不要と判定いたしました。

ハ. 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

住宅市場の動向や新型コロナウイルス感染症の拡大によって見積りの不確実性が増大し、将来キャッシュ・フローの算定に重要な影響が及んだ場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

2. 繰延税金資産

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(税効果会計関係)1.」に記載の金額と同一であります。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 金額の算出方法について

繰延税金資産は、将来発生し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち回収可能と判断される金額を計上しております。また、当社及び一部の国内子会社は、翌連結会計年度より連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度の未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異の回収可能額は連結納税制度の適用を前提として算出しております。

(2) 将来発生し得る課税所得の見積りに用いた主要な仮定

将来発生し得る課税所得の見積りは、経営者が作成した中期事業計画を基礎として行っており、新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響は今後1年程度にわたってゆるやかに回復していくものと仮定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済状況の変動等の影響を受け、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中
 であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年
 度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年
 度に係る内容については記載しておりません。

(連結損益計算書)

前連結会計年度の連結損益計算書において、「雑損失」に含めて表示していた「支払利息」は、金額的重要性が
 増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度
 において、「雑損失」に含めて表示していた9百万円は「支払利息」として組み替えております。

前連結会計年度の連結損益計算書において、「雑損失」に含めて表示していた「訴訟関連費用」は、金額的重要
 性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計
 年度において、「雑損失」に含めて表示していた1百万円は「訴訟関連費用」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「税金等調整前当期純損失()」に含めて表示
 していた「支払利息」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方
 法の変更を反映させるため、前連結会計年度において、「税金等調整前当期純損失()」に含めて表示してい
 た9百万円は、「支払利息」9百万円、「未払費用の増減額」3百万円、「利息の支払額」5百万円へ組み
 替えております。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の国内子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納
 税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より税効果会計について連結納税制度の適用を前提とした
 会計処理を行っております。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への
 移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制
 度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31
 日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2
 月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づい
 ています。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	38,886百万円	39,297百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,258百万円	1,110百万円

3 財務制限条項

当社の連結子会社であるE Nボード株式会社の長期借入金の一部について財務制限条項が付されており、借入金残高及び当該条項の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む)	3,135百万円	10,709百万円

2020年3月期以降、各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

2020年3月期以降、各年度の決算期における連結損益計算書の営業損益を2期連続して損失としないようにすること。

なお、当連結会計年度末において、の財務制限条項に抵触しておりますが、取引銀行より期限の利益喪失に係る権利を行使しないことについての合意を得ております。

(連結損益計算書関係)

1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	当連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
	619百万円	610百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	当連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
荷造運送費	4,132百万円	4,192百万円
給与手当	4,496	4,297
賞与引当金繰入額	285	262
退職給付費用	213	220
貸倒引当金繰入額	10	6

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	当連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
機械装置及び運搬具	5百万円	0百万円

4 投資有価証券売却益

当連結会計年度(自2020年4月1日至2021年3月31日)

投資有価証券売却益の主なものは、株式会社ヤマダホールディングスによる株式会社ヒノキヤグループ株式の公開買付けに係る売却益1,106百万円であります。

5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自2019年4月1日至2020年3月31日)

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
物流倉庫	大阪市住之江区	建物及び構築物	9
		その他	0

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す単位として、事業用資産については事業の種類別セグメントの区別に、処分予定資産、遊休資産については個別資産別にグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、物流倉庫の解体を意思決定したことに伴い、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（9百万円）として計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定し、回収可能額を零として評価しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
遊休資産	堺市美原区	機械装置及び運搬具	0
	福島県いわき市	建物及び構築物	2
		機械装置及び運搬具	0

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す単位として、事業用資産については事業の種類別セグメントの区別に、処分予定資産、遊休資産については個別資産別にグルーピングを行っております。

当社グループは、遊休状態にあり将来の用途が定まっていない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（3百万円）として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定し、回収可能額を零として評価しております。

6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	7百万円	18百万円
機械装置及び運搬具	1	0
その他	0	0
計	9	19

7 関係会社株式評価損

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社の海外非連結子会社であるPT. Eidai Industries Indonesiaの株式に係る評価損であります。

8 工場閉鎖損失

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社山口・平生事業所内のPB工場を閉鎖したことに伴い、工場閉鎖損失として73百万円を計上しております。工場閉鎖損失の主な内訳は、棚卸資産の処分や人件費等の諸費用59百万円、減損損失14百万円であります。

なお、工場閉鎖損失に含まれる減損損失の内容は次のとおりであります。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
処分予定資産	山口県熊毛郡平生町	機械装置及び運搬具	13
		その他	0

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す単位として、事業用資産については事業の種類別セグメントの区別に、処分予定資産、遊休資産については個別資産別にグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、当社山口・平生事業所内のPB工場を閉鎖したことに伴い、処分予定資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「工場閉鎖損失」として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定し、回収可能額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	682百万円	1,272百万円
組替調整額	-	1,140
税効果調整前	682	131
税効果額	217	39
その他有価証券評価差額金	464	91
為替換算調整勘定:		
当期発生額	26	125
退職給付に係る調整額:		
当期発生額	12	25
組替調整額	34	42
税効果調整前	47	67
税効果額	-	-
退職給付に係る調整額	47	67
繰延ヘッジ損益:		
当期発生額	26	26
税効果額	7	7
繰延ヘッジ損益	18	18
その他の包括利益合計	424	14

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	46,783	-	-	46,783
合計	46,783	-	-	46,783
自己株式				
普通株式	1,488	1,100	-	2,588
合計	1,488	1,100	-	2,588

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,100千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	385	8.5	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月25日 取締役会	普通株式	385	8.5	2019年9月30日	2019年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	331	利益剰余金	7.5	2020年3月31日	2020年6月26日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	46,783	-	-	46,783
合計	46,783	-	-	46,783
自己株式				
普通株式	2,588	-	-	2,588
合計	2,588	-	-	2,588

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	331	7.5	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月24日 取締役会	普通株式	265	6.0	2020年9月30日	2020年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	265	利益剰余金	6.0	2021年3月31日	2021年6月28日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	当連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
現金及び預金勘定	6,439百万円	8,307百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	2,155	947
現金及び現金同等物	4,283	7,360

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等の必要な資金に対し、自己資金及び金融機関等からの借入にて充当しており、一時的な余裕資金は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券並びに業務上の関係を有する企業の株式、その他有価証券であり、市場価格を有するものは、その変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であり、一部外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務及び予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について、各営業部門及び営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、社債を中心として、有価証券運用管理規程に従い運用しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に市場価格や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

外貨建の営業債務及び予定取引については、相場に応じて先物為替予約を利用し、為替の変動リスクに対するヘッジを行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた運用ガイドラインに従い、担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

連結子会社においても同様の管理を行っております。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち38%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	6,439	6,439	-
(2) 受取手形及び売掛金	13,358	13,358	-
(3) 電子記録債権	6,819	6,819	-
(4) 投資有価証券	5,676	5,682	5
資産計	32,294	32,300	5
(1) 買掛金	5,230	5,230	-
(2) 電子記録債務	159	159	-
(3) 未払金	10,134	10,134	-
(4) 短期借入金	1,668	1,668	-
(5) 長期借入金	4,802	4,797	4
負債計	21,994	21,990	4
デリバティブ取引()	26	26	-

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	8,307	8,307	-
(2) 受取手形及び売掛金	13,090	13,090	-
(3) 電子記録債権	7,148	7,148	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	5,507	5,505	1
資産計	34,054	34,052	1
(1) 支払手形及び買掛金	5,324	5,324	-
(2) 電子記録債務	403	403	-
(3) 未払金	11,283	11,283	-
(4) 短期借入金	2,920	2,920	-
(5) 1年内返済予定の長期借入金	13,629	13,629	-
(6) 長期借入金	105	104	0
負債計	33,665	33,665	0

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、社債は取引先金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払金、(4) 短期借入金、(5) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	1,390	1,238

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,439	-	-	-
受取手形及び売掛金	13,358	-	-	-
電子記録債権	6,819	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	1,000	1,000	-
合計	26,617	1,000	1,000	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,307	-	-	-
受取手形及び売掛金	13,090	-	-	-
電子記録債権	7,148	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	1,000	1,000	-	-
合計	29,546	1,000	-	-

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,668	-	-	-	-	-
長期借入金	-	4,802	-	-	-	-
合計	1,668	4,802	-	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,920	-	-	-	-	-
1年内返済予定の 長期借入金	13,629	-	-	-	-	-
長期借入金	-	-	-	-	-	105
合計	16,549	-	-	-	-	105

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	社債	2,021	2,026	5
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの	社債	-	-	-
合計		2,021	2,026	5

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	社債	1,009	1,010	1
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの	社債	1,000	997	2
合計		2,009	2,007	1

2. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得価額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	3,372	1,350	2,066
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	283	390	106
合計		3,655	1,696	1,959

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,390百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得価額 （百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	3,372	1,280	2,091
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	126	126	-
合計		3,498	1,406	2,091

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,238百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	1,431	1,206	-

4. 減損処理を行った有価証券

時価のある有価証券については、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には回復可能性がないものとして減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態等を勘案し実質価額の回復可能性がないと判断されるものについて減損処理を行っております。

なお、その他有価証券の減損損失の金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	当連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
その他有価証券の株式	- 百万円	70百万円
関係会社株式	-	291
合計	-	361

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1年超（百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 買建	外貨建 予定取引	2,929	-	26
	ユーロ				
合計			2,929	-	26

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を併用しております。なお、国内連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、従業員の退職等にして、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(2)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,911百万円	1,995百万円
勤務費用	150	152
利息費用	6	8
数理計算上の差異の発生額	12	25
退職給付の支払額	59	71
退職給付債務の期末残高	1,995	2,059

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	370百万円	375百万円
退職給付費用	23	22
退職給付の支払額	19	34
退職給付に係る負債の期末残高	375	362

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,370百万円	2,422百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,370	2,422
退職給付に係る負債	2,370	2,422
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,370	2,422

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	150百万円	152百万円
利息費用	6	8
数理計算上の差異の費用処理額	38	45
過去勤務費用の費用処理額	4	3
簡便法で計算した退職給付費用	23	22
その他	11	13
確定給付制度に係る退職給付費用	202	212

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	4百万円	3百万円
数理計算上の差異	51	71
合 計	47	67

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	3百万円	- 百万円
未認識数理計算上の差異	134	63
合 計	130	63

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.26%	0.41%
予想昇給率	4.64%	4.23%

3. 確定拠出制度

当社及び国内連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度124百万円、当連結会計年度123百万円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）	1,361百万円	1,351百万円
退職給付に係る負債	724	740
減損損失	176	144
賞与引当金	134	130
投資有価証券評価損	97	119
その他	571	622
繰延税金資産小計	3,065	3,108
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	1,345	1,221
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,309	1,375
評価性引当額小計	2,655	2,596
繰延税金資産合計	410	511
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	513	552
負ののれん	-	155
特別償却準備金	6	-
その他	10	2
繰延税金負債合計	530	710
繰延税金負債の純額	120	198

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
 前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金()	-	1,361	1,361
評価性引当額	-	1,345	1,345
繰延税金資産	-	15	15

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金()	-	1,351	1,351
評価性引当額	-	1,221	1,221
繰延税金資産	-	130	130

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	税金等調整前当期純 損失のため注記を省 略しております。	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.8
住民税均等割		5.0
税額控除		0.9
持分法投資損益		1.7
負ののれんの償却額		1.0
負ののれん発生益		12.8
外国子会社との税率差		2.9
評価性引当額の増減		4.0
その他		0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率		11.5

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は製品群ごとに担当する事業部を置き、各事業部が中心となり戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社は製品別のセグメントから構成されており、「住宅資材事業」「木質ボード事業」の2つを報告セグメントとしております。

「住宅資材事業」はフローリング、階段セット、室内ドア、造作材、システムキッチン等の製造・販売をしております。「木質ボード事業」は素材パーティクルボード、化粧パーティクルボードの製造・販売をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は、同一会社内においては製造原価に、連結会社間においては市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	住宅資材	木質ボード	計				
売上高							
外部顧客への売上高	51,365	5,598	56,964	154	57,119	-	57,119
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	1,187	1,187	-	1,187	1,187	-
計	51,365	6,786	58,152	154	58,306	1,187	57,119
セグメント利益又は損失 ()	620	320	940	78	1,019	1,769	750
セグメント資産	42,138	10,323	52,461	1,167	53,629	15,123	68,752
その他の項目							
減価償却費	1,166	200	1,367	48	1,415	337	1,753
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	1,377	6,540	7,917	-	7,917	548	8,465

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産有効活用事業及び太陽光発電事業であります。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額は、提出会社の余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)及び一般管理部門に係る資産等であります。

4. 減価償却費には長期前払費用の償却額等が含まれております。

5. 減価償却費の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

6. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。

7. セグメント利益又は損失は連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	住宅資材	木質ボード	計				
売上高							
外部顧客への売上高	50,972	4,685	55,657	156	55,814	-	55,814
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	1,124	1,124	-	1,124	1,124	-
計	50,972	5,809	56,781	156	56,938	1,124	55,814
セグメント利益又は損失 ()	1,290	45	1,336	83	1,420	1,803	383
セグメント資産	41,480	22,031	63,512	1,162	64,674	15,998	80,673
その他の項目							
減価償却費	1,267	204	1,471	44	1,516	307	1,823
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2,118	11,345	13,464	4	13,469	178	13,647

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産有効活用事業及び太陽光発電事業であります。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額は、提出会社の余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び一般管理部門に係る資産等であります。

4. 減価償却費には長期前払費用の償却額等が含まれております。

5. 減価償却費の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

6. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。

7. セグメント利益又は損失は連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	アジア	合計
18,082	707	18,790

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
住友林業株式会社	9,618	住宅資材、木質ボード
SMB建材株式会社	8,880	住宅資材、木質ボード

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	合計
30,079	583	30,662

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
住友林業株式会社	10,118	住宅資材、木質ボード
SMB建材株式会社	8,214	住宅資材、木質ボード

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	住宅資材	木質ボード	その他	調整額	合計
減損損失	6	14	-	3	24

(注) 「木質ボード」セグメントに係る減損損失14百万円は連結損益計算書上、「工場閉鎖損失」に含まれております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	住宅資材	木質ボード	その他	調整額	合計
減損損失	3	-	-	-	3

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

なお、2010年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	住宅資材	木質ボード	その他	調整額	合計
当期償却額	10	18	-	-	29
当期末残高	60	103	-	-	164

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	住宅資材	木質ボード	その他	調整額	合計
当期償却額	10	18	-	-	29
当期末残高	49	85	-	-	135

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

「住宅資材」セグメントにおいて、株式会社ノーリツの連結子会社である株式会社アールビーの事業の一部譲受に係る負ののれん発生益350百万円を特別利益に計上しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社	エヌ・アンド・イー(株)	徳島県小松島市	450	MDFの製造・販売	(所有) 直接 30.0	材料の仕入 役員の兼任	材料の仕入	2,017	買掛金 未払金	189 578

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社	エヌ・アンド・イー(株)	徳島県小松島市	450	MDFの製造・販売	(所有) 直接 30.0	材料の仕入 役員の兼任	材料の仕入	1,710	買掛金 未払金	150 482

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

材料の仕入については、市場価格から算定した価格に基づき、双方協議の上、決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	948.64円	957.15円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	20.81円	21.52円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失() (百万円)	934	951
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失() (百万円)	934	951
普通株式の期中平均株式数 (株)	44,913,690	44,195,384

(重要な後発事象)

(固定資産の譲渡及び特別利益(固定資産売却益)の計上について)

当社は、2021年4月26日開催の取締役会において、当社の固定資産を譲渡することを決議いたしました。

1. 譲渡の理由

経営資源の有効活用及び資産効率の向上を図るため、以下の固定資産を譲渡することといたしました。

2. 譲渡資産の内容

(1) 資産の名称	福岡賃貸マンション
(2) 所在地	福岡市博多区千代5丁目245番2
(3) 土地面積	876.70m ²
(4) 建物延床面積	1,777.34m ²
(5) 現況	賃貸用不動産

3. 譲渡先の概要

譲渡先につきましては、譲渡先との取り決めにより、詳細の公表を控えさせていただきますが、譲渡先と当社との間に資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者として特記すべき事項はありません。

4. 譲渡日

2021年5月31日

5. 連結業績に与える影響

当該固定資産の譲渡に伴い、2022年3月期第1四半期連結会計期間において、固定資産売却益297百万円を特別利益として計上いたします。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,668	2,920	0.5	-
1年内返済予定の長期借入金	-	13,629	0.5	-
1年内返済予定のリース債務	-	5	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	4,802	105	0.6	2030年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	17	-	2025年
合計	6,470	16,677	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	-	-	-	-
リース債務	5	5	5	-

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	13,044	26,484	41,194	55,814
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前四半期純損失() (百万円)	220	209	1,007	934
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (百万円)	217	192	924	951
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	4.93	4.36	20.93	21.52

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	4.93	0.57	25.28	0.59

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,987	5,455
受取手形	932	705
電子記録債権	6,327	6,533
売掛金	1 12,145	1 11,939
有価証券	-	1,009
製品	5,152	4,235
仕掛品	2,133	1,965
原材料及び貯蔵品	3,796	2,873
前払費用	229	229
未収入金	1 1,595	1 1,775
関係会社短期貸付金	-	300
その他	1 25	1 28
貸倒引当金	8	2
流動資産合計	35,317	37,048
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,580	3,402
構築物	290	286
機械及び装置	1,887	1,731
車両運搬具	23	9
工具、器具及び備品	545	381
土地	3,518	3,518
建設仮勘定	92	945
有形固定資産合計	9,939	10,275
無形固定資産		
借地権	15	15
ソフトウェア	555	463
その他	3	3
無形固定資産合計	575	482
投資その他の資産		
投資有価証券	5,809	4,625
関係会社株式	1,569	1,410
出資金	7	7
関係会社出資金	873	873
関係会社長期貸付金	-	280
従業員に対する長期貸付金	36	32
長期前払費用	442	345
その他	559	552
貸倒引当金	13	13
投資その他の資産合計	9,284	8,114
固定資産合計	19,799	18,872
資産合計	55,117	55,920

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,975	15,481
電子記録債務	-	14
未払金	19,850	110,107
未払費用	440	418
未払法人税等	70	219
未払消費税等	644	433
預り金	48	44
賞与引当金	400	375
災害損失引当金	15	-
その他	7	1
流動負債合計	16,453	17,096
固定負債		
繰延税金負債	271	208
退職給付引当金	1,864	1,996
環境対策引当金	59	38
長期預り保証金	90	69
長期未払金	8	-
固定負債合計	2,294	2,312
負債合計	18,748	19,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,285	3,285
資本剰余金		
資本準備金	1,357	1,357
資本剰余金合計	1,357	1,357
利益剰余金		
利益準備金	256	256
その他利益剰余金		
別途積立金	31,400	31,400
特別償却準備金	14	-
繰越利益剰余金	570	505
利益剰余金合計	31,100	31,151
自己株式	820	820
株主資本合計	34,922	34,973
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,446	1,538
評価・換算差額等合計	1,446	1,538
純資産合計	36,369	36,511
負債純資産合計	55,117	55,920

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	1 54,738	1 53,122
売上原価	1 41,817	1 39,791
売上総利益	12,921	13,330
販売費及び一般管理費	1, 2 13,851	1, 2 13,456
営業損失()	929	126
営業外収益		
受取利息	9	1 10
有価証券利息	9	9
受取配当金	138	116
受取賃貸料	1 9	1 9
仕入割引	1 17	9
雇用調整助成金	-	64
雑収入	1 93	1 76
営業外収益合計	277	295
営業外費用		
売上割引	100	102
訴訟関連費用	1	42
為替差損	0	0
雑損失	164	129
営業外費用合計	267	274
経常損失()	919	105
特別利益		
固定資産売却益	3 4	3 0
投資有価証券売却益	-	1,206
特別利益合計	4	1,207
特別損失		
減損損失	9	0
固定資産除却損	4 9	4 4
固定資産撤去費用	126	2
投資有価証券評価損	-	70
関係会社株式評価損	-	291
環境対策引当金繰入額	29	-
工場閉鎖損失	73	-
特別損失合計	248	367
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,163	733
法人税、住民税及び事業税	47	188
法人税等調整額	36	102
法人税等合計	11	86
当期純利益又は当期純損失()	1,174	647

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金				
当期首残高	3,285	1,357	256	31,400	28	1,360	33,045	441	37,246	
当期変動額										
剰余金の配当						770	770		770	
当期純損失（ ）						1,174	1,174		1,174	
特別償却準備金の取崩					14	14	-		-	
自己株式の取得								379	379	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	14	1,930	1,944	379	2,324	
当期末残高	3,285	1,357	256	31,400	14	570	31,100	820	34,922	

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	
当期首残高	1,910	39,157
当期変動額		
剰余金の配当		770
当期純損失（ ）		1,174
特別償却準備金の取崩		-
自己株式の取得		379
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	464	464
当期変動額合計	464	2,788
当期末残高	1,446	36,369

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金				
当期首残高	3,285	1,357	256	31,400	14	570	31,100	820	34,922	
当期変動額										
剰余金の配当						596	596		596	
当期純利益						647	647		647	
特別償却準備金の取崩					14	14	-		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	14	65	50	-	50	
当期末残高	3,285	1,357	256	31,400	-	505	31,151	820	34,973	

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	
当期首残高	1,446	36,369
当期変動額		
剰余金の配当		596
当期純利益		647
特別償却準備金の取崩		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	91	91
当期変動額合計	91	142
当期末残高	1,538	36,511

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB処理費用等の支出に備えるため、今後発生することとなる支出見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ... 為替予約

ヘッジ対象 ... 外貨建仕入債務

(3) ヘッジ方針

為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価方法

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 固定資産の減損損失

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産	10,275
無形固定資産	482

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り） 1. 固定資産の減損損失 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産

当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項（税効果会計関係） 1.」に記載の金額と同一であります。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り） 2. 繰延税金資産 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(損益計算書関係)

前事業年度の損益計算書において、「雑損失」に含めて表示していた「訴訟関連費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度において、「雑損失」に含めて表示していた1百万円は「訴訟関連費用」として組み替えております。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の国内子会社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より税効果会計について連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	162百万円	403百万円
短期金銭債務	2,171	3,226

2 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入及び信用状に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
E Nボード株式会社	6,094百万円	10,709百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	5百万円	2百万円
営業費用	9,525	9,362
営業取引以外の取引高	5	6

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
荷造運送費	3,941百万円	4,025百万円
給与手当	4,312	4,081
賞与引当金繰入額	278	255
退職給付費用	208	215
減価償却費	530	537
貸倒引当金繰入額	10	6

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87%、当事業年度87%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13%、当事業年度13%であります。

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
機械及び装置	3百万円	- 百万円
車両運搬具	0	0
計	4	0

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	7百万円	3百万円
機械及び装置	1	0
車両運搬具	0	-
構築物他	0	0
計	9	4

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,186百万円、関連会社株式224百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,344百万円、関連会社株式224百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,361百万円	1,214百万円
退職給付引当金	570	610
関係会社株式評価損	344	433
減損損失	176	140
投資有価証券評価損	97	119
賞与引当金	122	114
その他	190	152
繰延税金資産小計	2,862	2,785
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,345	1,086
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,268	1,353
評価性引当額小計	2,614	2,440
繰延税金資産合計	248	344
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	513	552
特別償却準備金	6	-
繰延税金負債合計	519	552
繰延税金負債の純額	271	208

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	税引前当期純損失の ため注記を省略して おります。	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		1.0
住民税均等割		6.2
税額控除		1.1
評価性引当額の増減		23.7
その他		0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率		<u>11.8</u>

(重要な後発事象)

(固定資産の譲渡及び特別利益(固定資産売却益)の計上について)

当社は、2021年4月26日開催の取締役会において、当社の固定資産を譲渡することを決議いたしました。

詳細につきましては、連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	3,580	83	3	257	3,402	9,366
	構築物	290	25	0	30	286	1,770
	機械及び装置	1,887	425	4 (0)	576	1,731	20,043
	車両運搬具	23	-	0	14	9	247
	工具、器具及び備品	545	58	0	222	381	2,544
	土地	3,518	-	-	-	3,518	-
	建設仮勘定	92	1,441	588	-	945	-
	計	9,939	2,035	597 (0)	1,102	10,275	33,973
無形 固定資産	借地権	15	-	-	-	15	-
	ソフトウェア	555	110	-	203	463	535
	その他	3	-	-	0	3	3
	計	575	110	-	204	482	539

(注) 1. 「当期減少額」欄の()は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加の主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定	本社	936百万円
	敦賀事業所	233
	大阪事業所	149
	山口・平生事業所	116

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	21	2	8	15
賞与引当金	400	375	400	375
環境対策引当金	59	-	20	38
災害損失引当金	15	-	15	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.eidai.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第86期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月25日近畿財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2020年6月25日近畿財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第87期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日近畿財務局長に提出
（第87期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月11日近畿財務局長に提出
（第87期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月9日近畿財務局長に提出
- (4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
2020年11月6日近畿財務局長に提出
（第87期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (5) 臨時報告書
2020年6月26日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2020年11月20日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年 6月25日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 幡 琢 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている永大産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

住宅資材事業に関する固定資産の減損損失の認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>永大産業株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産30,662百万円及び無形固定資産584百万円が計上されている。注記事項「(重要な会計上の見積り)1.固定資産の減損損失」に記載されているとおり、住宅資材事業に関する有形固定資産及び無形固定資産7,963百万円が計上されており、当該金額は連結総資産の9.9%を占めている。</p> <p>これらの固定資産は定期的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>住宅資材事業の主要事業拠点である大阪事業所は、2018年9月に大型台風による被害を受け、生産・物流体制に支障が生じたことから、2019年3月期に営業損失を計上した。その後、市場シェアの低下から順次持ち直しているものの、2020年の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の影響もあり、台風以前の水準まで受注が回復せず、継続的に営業損益がマイナスとなっている。そのため、当連結会計年度において減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の要否の判定が行われている。当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した住宅資材事業の中期事業計画を基礎として行われるが、以下の理由から不確実性が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の新設住宅着工戸数に関する予測を基礎としていること ・リフォーム分野等における販売量増加を前提としていること ・将来時点における正味売却価額の見積りを含んでいること <p>これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、住宅資材事業に関する固定資産の減損損失の認識の要否の判定が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、住宅資材事業に関する固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産の減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる住宅資材事業の中期事業計画の合理性を評価するため、経営者が採用した仮定を住宅資材事業に関する当監査法人の理解と比較するとともに、経営者に対する質問及び関連資料の閲覧を行った。これには、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の事業計画に対する実績の計画未達の要因を分析し、当該要因が将来キャッシュ・フローの見積りにあたって適切に考慮されているかどうかを検討した。 ・主要な仮定等について、その変動が将来キャッシュ・フローに与える影響金額を評価し、将来キャッシュ・フローに不確実性が適切に織り込まれているかどうかを検討した。 ・住宅市場の成長率について、複数のシンクタンクが公表しているデータと照合した。 ・リフォーム分野の販売量の増加について、得意先である住宅メーカーが公表している今後のリフォーム売上の見込みとの比較を実施した。 ・将来時点における正味売却価額について、不動産鑑定評価書等の会社が外部から入手した見積りの根拠となる資料と照合した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、永大産業株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、永大産業株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 幡 琢 哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている永大産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第87期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(住宅資材事業に関する固定資産の減損損失の認識)

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「住宅資材事業に関する固定資産の減損損失の認識」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「住宅資材事業に関する固定資産の減損損失の認識」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。